

揖斐川町

子ども・子育て支援事業計画

ふれあいが育む 子どものほほえみに満ちた まちづくり

平成 27 年 3 月

揖 斐 川 町

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 子育て環境を取り巻く現況	6
1 人口と世帯の状況.....	6
(1) 人口構造.....	6
(2) 人口の推移	6
(3) 年齢別3区分別人口の推移	7
(4) 出生率の経年変化.....	8
(5) 自然動態.....	9
(6) 婚姻・離婚件数の推移	9
2 就業状況.....	11
(1) 男女別就業状況	11
(2) 産業分類別就業状況	11
3 子育て支援事業の状況.....	12
(1) 幼児園及び幼稚園の入所状況	12
(2) 小中学生の状況	13
(3) 子育て支援事業	14
4 子ども子育て支援事業計画に関する意向調査結果	17
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本目標	29
3 計画の体系	31
第4章 主な子育て関連事業.....	34
1 親と子の学びと育ちを支える環境づくり	34
(1) 子どもの健全育成対策の充実.....	34

(2) 教育環境の充実	38
(3) 次世代の親の育成	41
2 すべての子育て家庭を支える環境づくり	43
(1) 保育・子育て支援策の充実	43
(2) 地域における子育て支援の充実	45
(3) 特別な援助を要する子どもへの対応	47
(4) 仕事と子育ての両立の推進	49
(5) 子育ての経済的負担の軽減	50
(6) 子どもと家族の人権を守るための支援	51
3 健やかに生み育てる環境づくり	53
(1) 子どもと親の健康の確保と増進	53
(2) 食育の推進	55
(3) 小児医療等の充実	56
(4) 思春期の保健対策の充実	57
4 子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり	58
(1) 子どもの安全確保	58
(2) 子育てに配慮した生活環境の整備	60
第5章 事業量の見込みと確保方策	64
1 教育・保育提供区域の設定	64
2 量の見込みと確保方策	65
(1) 教育・保育の区分について	65
(2) 量の見込みと確保方策	66
3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	69
(1) 対象事業	69
(2) 量の見込み	69
(3) 確保方策の考え方	70
第6章 重点施策の推進	79
第7章 計画の推進	81
1 推進体制	81
2 進捗管理	82
資料編	83

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子化が進む中、出生率の低下等に伴い、人口推移は現在の傾向が続けば、50年後には日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数も現在の半分以上の50万人を割るものと推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。また、ライフスタイルの多様化により、未婚化・非婚化が進行するだけでなく、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、若い世代における結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。子どもは、未来を創る力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

揖斐川町においては、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年3月に「揖斐川町次世代育成支援地域行動計画」（前期計画）、平成22年度には、「揖斐川町次世代育成支援地域行動計画」（後期計画）を策定し、子育てしやすい地域づくりを目標に、様々な分野の施策を総合的に推進してきました。しかし、子育てをめぐる環境は十分とはいえず、家族構成や地域のつながりの変化などによって、子育てに不安や孤立感を感じる保護者は少なくありません。

このような現状・課題に対応し、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一本化して新しい仕組みを構築し、幼児期の子どもの教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととしています。

そこで揖斐川町では、「揖斐川町次世代育成支援地域行動計画」で行われてきた事業との整合性を図りながら、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て家庭への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年度から31年度までの5か年を計画期間とした、「揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。

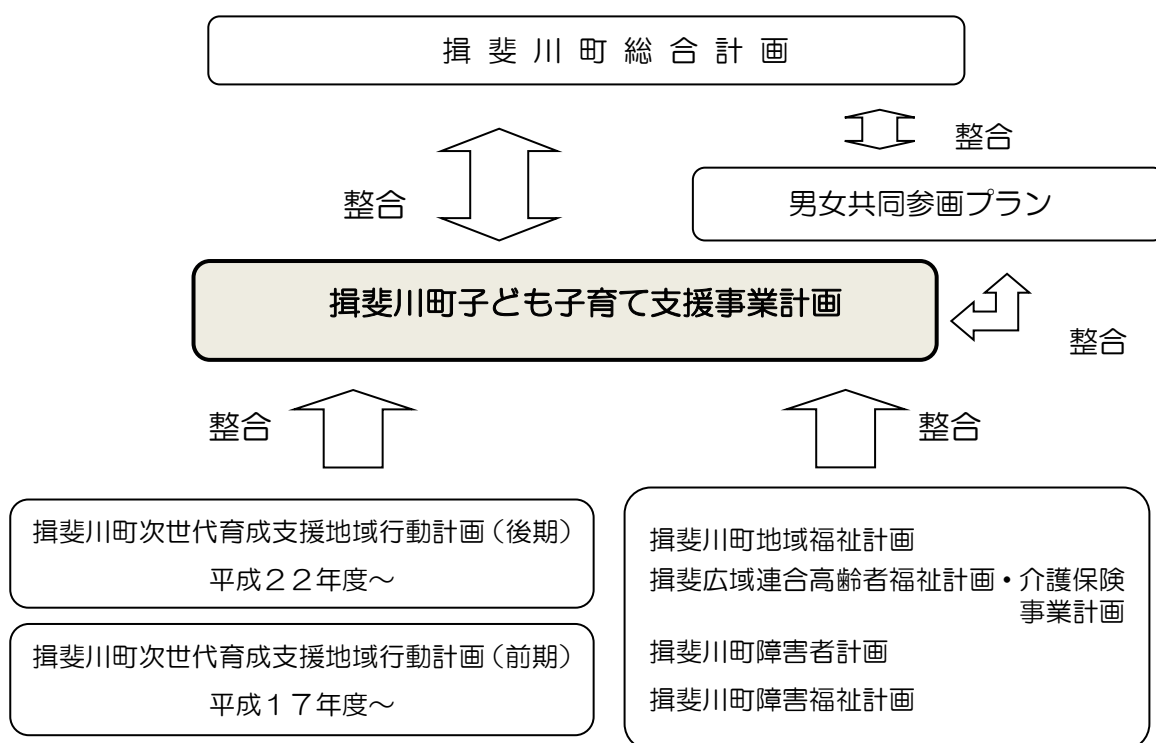
【国の動きと揖斐川町の取り組み】

	国 の 動 き	揖 斐 川 町 の 取 組 み
平成 2 年度	・ 1.57 ショック	
平成 6 年度	・ エンゼルプラン策定	
平成 7 年度	・ 緊急保育対策 5 か年事業（～H11 年度）	
平成 11 年度	・ 新エンゼルプラン策定	
平成 13 年度	・ 仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）閣議決定	
平成 15 年度	・ 次世代育成支援対策推進法制定 ・ 少子化社会対策基本法施行	
平成 16 年度	・ 少子化社会対策大綱閣議決定 ・ 子ども・子育て応援プラン少子化社会対策会議決定	・ 6 町村が合併し、新「揖斐川町」
平成 17 年度		・ 揖斐川町次世代育成支援地域行動計画（前期計画）策定
平成 18 年度	・ 新しい少子化対策について少子化社会対策会議決定 ・ 認定こども園制度スタート	・ 保育園から幼児園として事業実施
平成 19 年度	・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略少子化社会対策会議決定	
平成 20 年度	・ 新待機児童ゼロ作戦について厚労省発表	
平成 21 年度		・ 揖斐川町地域福祉計画策定
平成 22 年度	・ 子ども・子育てビジョン閣議決定 ・ 子ども・子育て新システム検討会議	・ 揖斐川町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）策定
平成 23 年度		・ 揖斐川町第 1 次総合計画後期計画策定
平成 24 年度	・ 子ども・子育て関連 3 法公布 ・ 子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定	
平成 25 年度	・ 子ども・子育て会議設置	子ども・子育て会議設置 アンケート調査実施
平成 26 年度		子育て支援事業計画策定
平成 27 年度	子ども・子育て支援新制度スタート	

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、揖斐川町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に取り組みを推進します。本計画の策定にあたっては、揖斐川町総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されたこと（平成37年3月31日まで）から、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」に位置付けられます。本町においては、今後5か年の保育ニーズに対応したより実効的な事業計画とするため、揖斐川町次世代育成支援地域行動計画〈後期〉を踏まえつつ、引き続き揖斐川町子ども・子育て支援事業計画で推進していく事業と、各分野別の個別計画で推進していく事業を分類した上で、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進していきます。



この計画の推進にあたっては、総合計画をはじめ、関連する各計画との連携を考慮しながら、揖斐川町次世代育成支援地域計画との整合性を図りながら、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。

3 計画の期間

本計画に関しては、平成27年度～平成31年度の5か年を計画期間として設定します。

25	26	27	28	29	30	31
アンケート調査	計画策定	事業計画対象年度				
計画策定期間						

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、有識者などからなる「揖斐川町子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、町内の子育て家庭の「意向調査」を実施し、今後見込まれるニーズを把握し、本計画の策定に反映させました。

●策定過程

平成25年度	10月	第1回 子ども子育て会議	子ども・子育て支援制度の概要 ニーズ調査票検討
	12月		ニーズ調査実施
	3月	第2回 子ども子育て会議	調査結果の報告
平成26年度	9月	第1回 子ども子育て会議	調査結果報告 量の見込みの検討 条例化内容の報告
	12月	第2回 子ども子育て会議	量の見込みの検討 事業計画案の検討
	2月	第3回 子ども子育て会議	事業計画案の検討
	3月	第4回 子ども子育て会議	事業計画最終案承認

●ニーズ調査の実施

計画策定にあたり、就学前児童及び小学生を持つ保護者の保育等子育て支援サービスに対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学生を対象に「揖斐川町子ども支援に関するニーズ調査」を実施しました。

【調査実施概要】

(1) 実施期間

平成25年12月6日～12月20日

(2) 調査対象

町内在住の就学前児童（0歳児～5歳児）及び小学生を対象に、当該対象児童とし、その保護者に調査票記入を依頼。

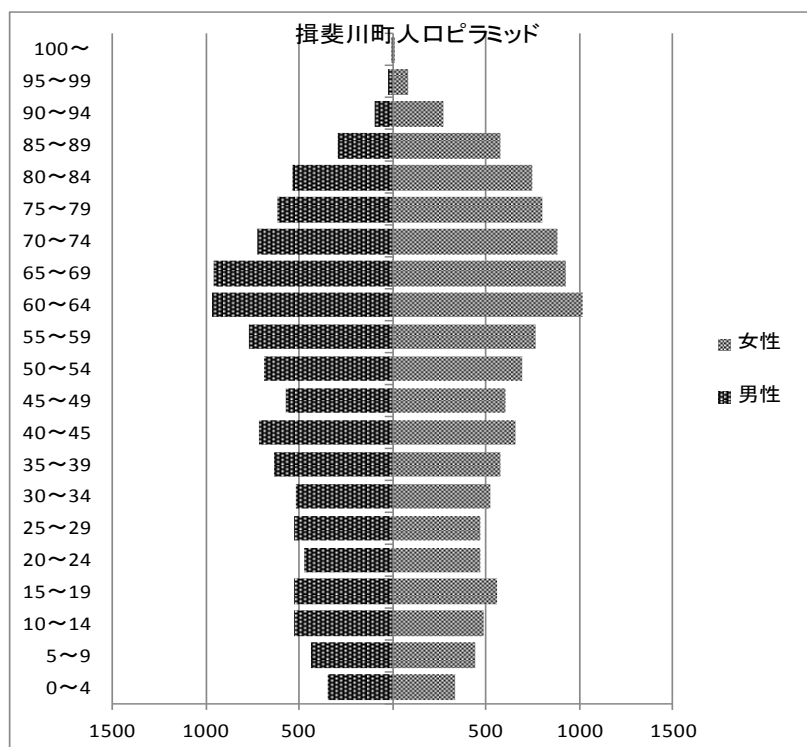
区分	対象世帯	配布数（人）	回収数（人）	回収率（％）	有効回収数（人）	有効回収率（％）
就学前児童	960	709	499	70.3	499	70.3
小学生	1130	825	711	86.2	699	84.7

第2章 子育て環境を取り巻く現況

1 人口と世帯の状況

(1) 人口構造

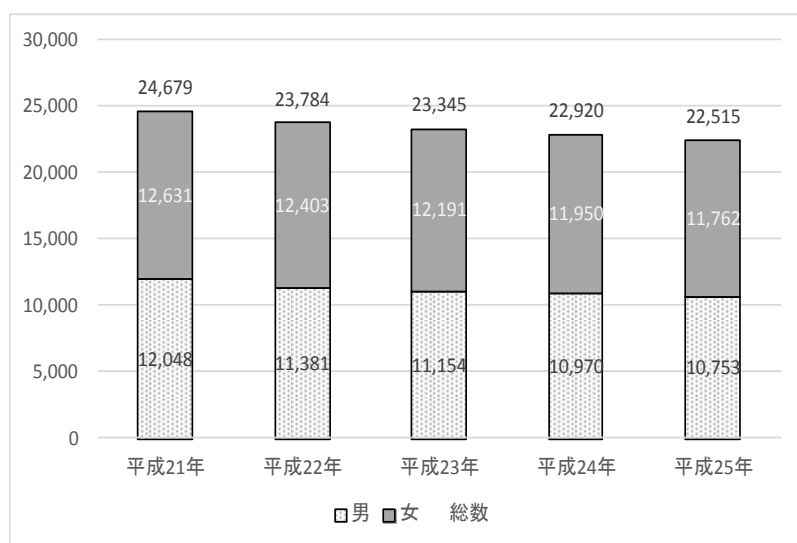
本町における人口構造は、年少人口が少なく老年人口が多い「つぼ型」と言われる傾向がみられ、かつ、20～30代の生産年齢人口が少ないため「ひょうたん型」と言われる特徴になっています。これは、労働者の都市部への流出と少子高齢化の傾向が顕著である地方農村部に多くみられる特徴とされています。



平成26年3月末現在

(2) 人口の推移

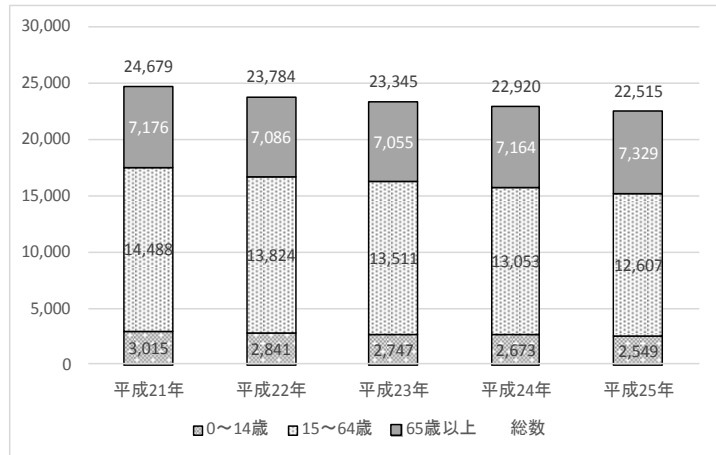
総人口の変化は、最近5年間で2,164人減少していますが、減少傾向は年々少なくなっています。



出典：岐阜県人口動態統計調査

(3) 年齢別3区分別人口の推移

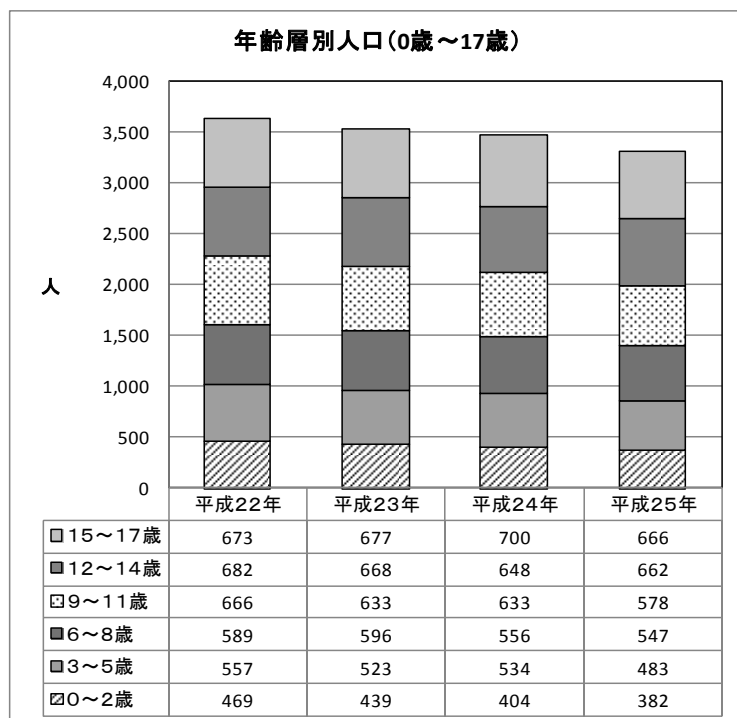
最近5年間の年齢層別人口の変化は、全体的には、減少傾向を示しています。年齢層別の変化は、15歳未満の人口で、毎年100人前後で減少傾向を示しているのに対して、15歳から64歳の人口層で毎年450人前後で減少傾向を示しています。また、65歳以上の年齢層は、平成23年まで減少していましたが、その後増加傾向を示しており、少子高齢化の傾向を示しています。



出典：岐阜県人口動態統計調査

(総人口には年齢不詳が含まれるため、各年齢層合計とは不整合)

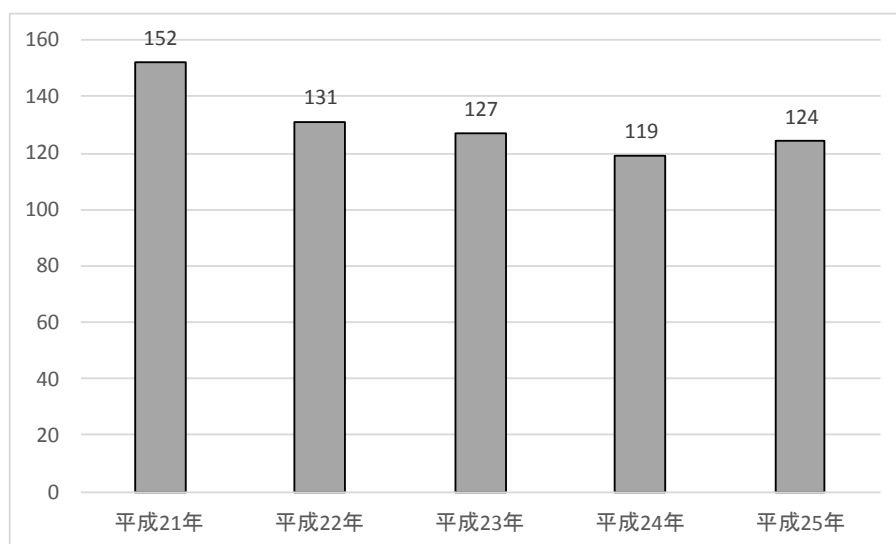
今回の子育て支援事業の対象である幼児や小学生を含む若年層の年齢層別(0歳～17歳、3歳毎の集計)人口の変化に関しても、最近の傾向を整理しました。



出典：岐阜県人口動態統計調査

(4) 出生率の経年変化

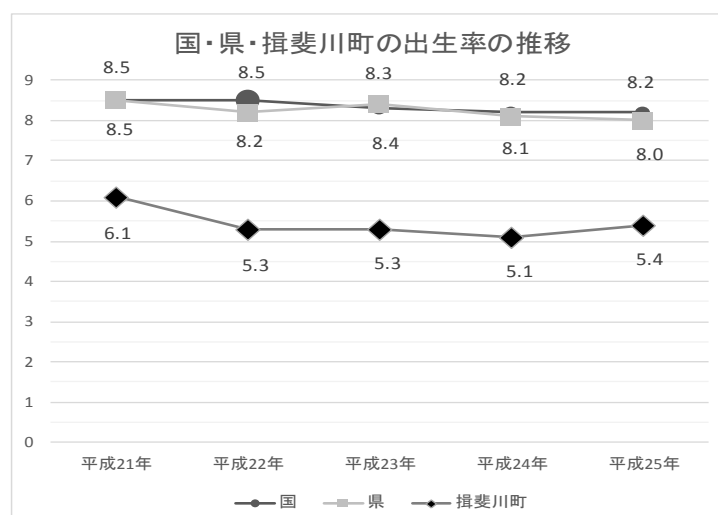
出生者数は、平成22年以降、約120人～130人で推移しており、ほぼ横ばいの状況です。



出典：岐阜県人口動態統計調査

(各年データ：前年の10月1日～9月末日)

出生率に関して、国及び県と比較してみると揖斐川町の出生率は、やや低い率を示していますが、ほぼ横ばい状況となっています。

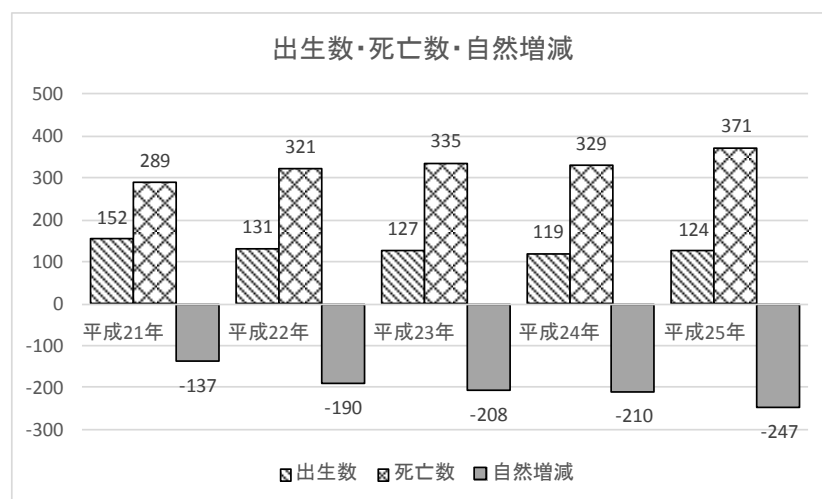


※国・岐阜県・揖斐川町の出生率 資料：人口動態統計

出生率とは、当該年における「出生数／総人口」に1000をかけたもの（人口千人対）

（５）自然動態

自然動態は、少子高齢化を反映し、出生数がほぼ横ばい状態で、死亡率が増加しており、自然増減は、減少傾向を示しています。

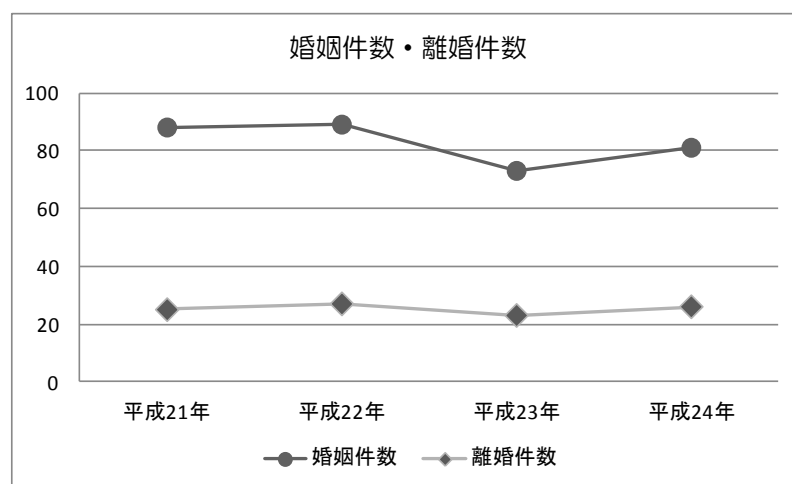


資料：岐阜県統計年鑑

（６）婚姻・離婚件数の推移

①婚姻・離婚件数の推移

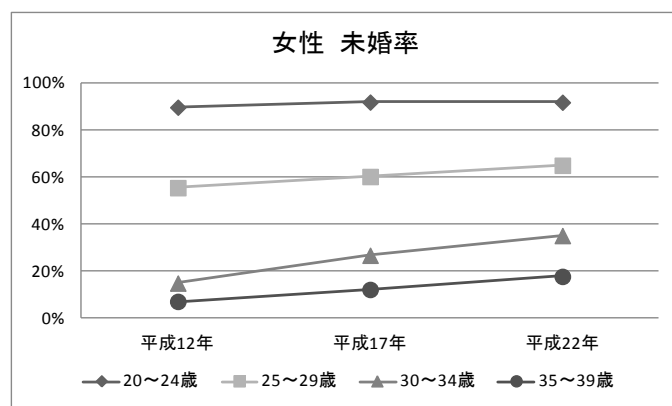
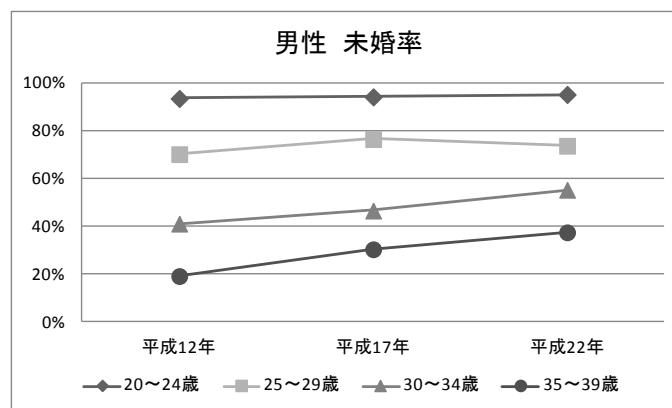
「婚姻件数」「離婚件数」に関して、最近の動向を見てみると、ほぼ横ばい状況となっています。



資料：岐阜県人口動態統計

②未婚率の推移

男女別で、年齢層別の未婚は、年齢層が若いほど、未婚率が高い傾向を示していますが、経年的な変化は、20～24歳がほぼ横ばい状態で推移しているのに対して、他の年齢層は、やや高くなる傾向を示しています。

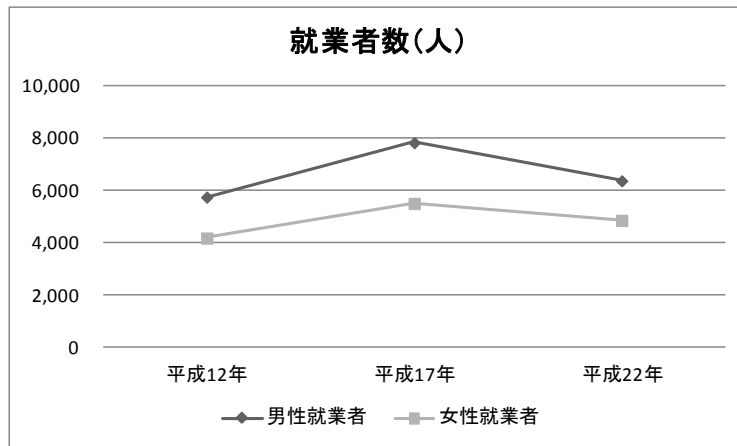


資料：国勢調査

2 就業状況

(1) 男女別就業状況

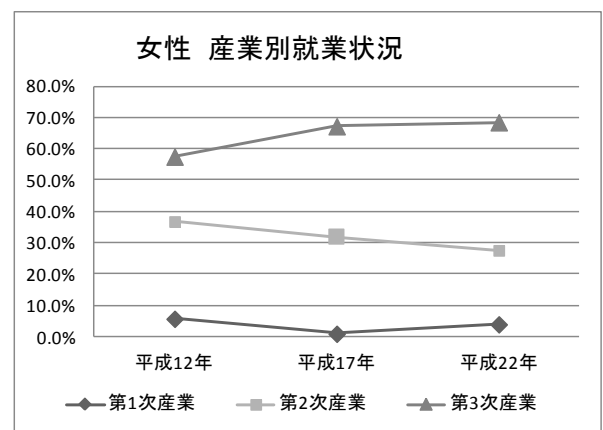
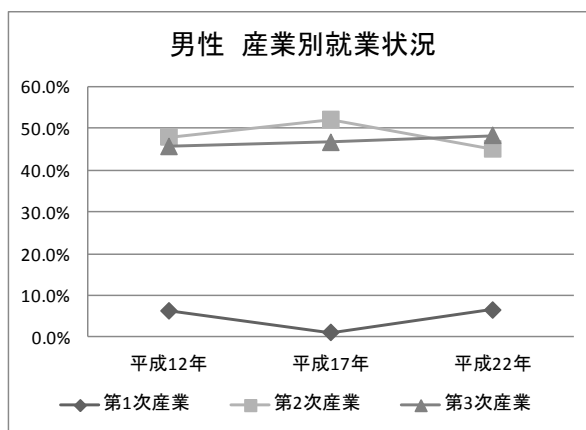
男女別就業者数の推移は、減少傾向を示しています。



資料：国勢調査

(2) 産業分類別就業状況

産業分類別就業状況に関して男女別に、男女ともサービス業等の第3次産業が高く、男性は、第2次産業も高い傾向を示しています。農業や林業の第1次産業に関しては、男女とも10%以下となっています。



資料：国勢調査

3 子育て支援事業の状況

(1) 幼児園及び幼稚園の入所状況

本町には、公立幼児園が10施設あります（脛永地区の園児は池田町にある組合立養基保育園に含まれます）。幼児園等入所数はやや減少傾向にあります。

幼児園	定員	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
きたがた幼児園	60	55	56	59	47
やまと幼児園	90	79	76	81	80
いび幼児園	110	101	91	87	77
きよみず幼児園	45	38	37	35	38
おじま幼児園	90	88	83	80	76
たにぐみ幼児園	90	44	54	86	73
ながせ幼児園	—	24	27	—	—
かすが幼児園	30	23	13	10	8
くぜ幼児園	30	15	15	16	15
ふじはし幼児園	20	6	4	5	5
さかうち幼児園	—	—	—	—	—
合計	565	473	456	459	419

※ながせ幼児園はH24より、たにぐみ幼児園に統合（4月現在）

保育園	定員	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
養基保育園	—	44	44	36	31

本町内（脛永地区）のみ

町内の幼稚園は、私立幼稚園の揖斐幼稚園1園です。

幼稚園	定員	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
揖斐幼稚園	—	101	101	103	93

（5月現在：揖斐川町在住者）

(2) 小中学生の状況

小学生の経年変化は、全学年の合計で、減少傾向を示しています。中学生も僅かですが減少傾向となっています。

小学校児童数の推移

単位：人

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
平成22年	181	206	192	233	199	226	16	1,253
平成23年	194	184	204	192	231	196	21	1,222
平成24年	160	197	183	201	189	230	22	1,182
平成25年	180	158	194	180	198	189	17	1,116

各年5月1日現在。養基小学校は本町内分（脛永地区）を加算

小学校別児童数

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
揖斐小学校	22	33	29	36	37	34	7	198
大和小学校	32	22	23	33	16	27	3	156
北方小学校	22	25	24	17	28	17	0	133
清水小学校	15	13	18	27	19	26	0	118
小島小学校	32	41	22	45	33	40	0	213
谷汲小学校	26	22	19	15	19	26	3	130
春日小学校	2	5	5	7	5	7	0	31
坂内小学校	0	1	1	1	1	0	0	4
計	151	162	141	181	158	177	13	983
養基小学校	11	20	19	13	22	22	3	110
合計	162	182	160	194	180	199	16	1,093

平成26年5月1日現在。養基小学校は本町内（脛永地区）のみ

中学校児童数の推移

単位：人

区分	1年	2年	3年	特支	計
平成22年	203	223	238	4	668
平成23年	223	204	220	4	651
平成24年	189	226	202	8	625
平成25年	227	191	221	9	648

各年5月1日現在

中学校別児童数

区分	1年	2年	3年	特支	計
揖斐川中学校	112	147	129	2	390
北和中学校	43	53	42	2	140
谷汲中学校	26	22	20	7	75
坂内中学校	3	3	2	0	8
合計	184	225	193	11	613

平成26年5月1日現在。

(3) 子育て支援事業

① 一時預かり

保護者の冠婚葬祭や傷病などの緊急時などにおける育児を支援するため、未就園児童の一時預かりを行います。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実利用人数(年間)	155	128	78	54
延べ利用人数(×12ヶ月) 3歳未満児・4時間迄	251	131	63	64
延べ利用人数(×12ヶ月) 3歳未満児・8時間迄	333	288	193	17
延べ利用人数(×12ヶ月) 3歳以上児・4時間迄	44	15	28	65
延べ利用人数(×12ヶ月) 3歳以上児・8時間迄	64	156	57	19
合 計	692	590	341	165

実利用人数は、やや減少していますが、平成24年、平成25年ではほぼ横ばい状況となっています。

② 未満児保育

未満児保育を支援します。

幼稚園	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
きたがた幼稚園	10	12	13	7
やま幼稚園	18	13	14	14
いび幼稚園	19	19	15	21
きよみず幼稚園	7	8	6	9
おじま幼稚園	12	13	11	18
たにぐみ幼稚園	9	11	14	11
ながせ幼稚園	2	6	－	－
かすが幼稚園	2	1	1	1
くぜ幼稚園	4	2	3	5
ふじはし幼稚園	2	2	1	1
合計	85	87	78	87

※ 3(1) 幼稚園及び幼稚園の入所状況の内数です。

③ 時間外保育(延長保育)

通常保育時間は午前8時30分から午後4時30分までとし、その前後や土曜日など、保護者の就労形態に合わせた保育を実施しています。朝は午前7時30分から午前8時30分、夕方は午後4時30分から午後6時30分、土曜保育（やまと幼稚園で実施）は午前7時30分から午後6時30分までの時間内で実施しています。平日の午前7時30分～午後6時30分までの預かりは平成24年度で170名、平成25年度で176名の利用があります。また、土曜保育は平成24年度で686名、平成25年度で773名の利用となっております。

午後6時30分から午後7時までの延長保育はいび幼稚園にて実施しております。

	【延長保育実利用者数】
平成22年度	いび幼稚園 22人
平成23年度	いび幼稚園 9人
平成24年度	いび幼稚園 9人
平成25年度	いび幼稚園 9人

※延長保育はいび幼稚園にて午後6時30分から午後7時で実施

④ 障がい児保育

集団保育が可能な中程度の障がい児の保育を実施します。

年度により利用人数の違いはありますが、6人～9人の利用者がいます。

平成22年度	やまと 1人、 いび 3人、 おじま 2人 くぜ 1人、 ながせ 1人、 合計 8人
平成23年度	きたがた 1人、 やまと 2人、 いび 2人、 ながせ 1人 合計 6人
平成24年度	きたがた 1人、 やまと 2人、 いび 2人、 きよみず 1人、 たにぐみ 2人、 くぜ 1人 合計 9人
平成25年度	やまと 3人、 いび 2人、 きよみず 1人、 たにぐみ 2人、 くぜ 1人 合計 9人

⑤ 広域保育

保護者の勤務地により保育時間内に送迎できない場合、その勤務地の市町村の保育所（園）で保育の相互受け入れを行います。

平成 22 年度	【広域入所措置状況】 委託 13人 受託 10人		
平成 23 年度	【広域入所措置状況】 委託 17人 受託 14人		
平成 24 年度	【広域入所措置状況】 委託 14人 受託 9人		
平成 25 年度	【広域入所措置状況】 委託 12人 受託 11人		

⑥ 放課後児童クラブ（揖斐川町留守家庭児童教室）

平日の放課後や夏休みなどの長期休業期間中に、保護者の就労などにより、家庭での養育が困難な小学生に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや集団活動、生活指導を通じて児童の健全育成を図ります。

平成 22 年度	開設場所 5 か所 （平日計：62人 夏休計：45人） 〔平 日〕 揖斐10人、大和17人、北方 4人、清水13人、小島18人 〔夏休み〕 揖斐10人、大和 4人、北方 8人、清水10人、小島13人
平成 23 年度	開設場所 5 か所 （平日計：67人 夏休計：89人） 〔平 日〕 揖斐15人、大和21人、北方 5人、清水10人、小島16人 〔夏休み〕 揖斐19人、大和12人、北方12人、清水17人、小島29人
平成 24 年度	開設場所 5 か所 （平日計：75人 夏休計：89人） 〔平 日〕 揖斐16人、大和17人、北方 9人、清水14人、小島19人 〔夏休み〕 揖斐27人、大和11人、北方10人、清水21人、小島20人
平成 25 年度	開設場所 5（6）か所 （平日計：90人 夏休計：100人） 〔平 日〕 揖斐19人、大和21人、北方14人、清水15人、小島21人 〔夏休み〕 揖斐16人、大和15人、北方11人、清水17人、小島27人、谷汲10人

平成22年から、利用者は増加傾向を示しています。（前年度の8%から18%増加傾向となっています。）

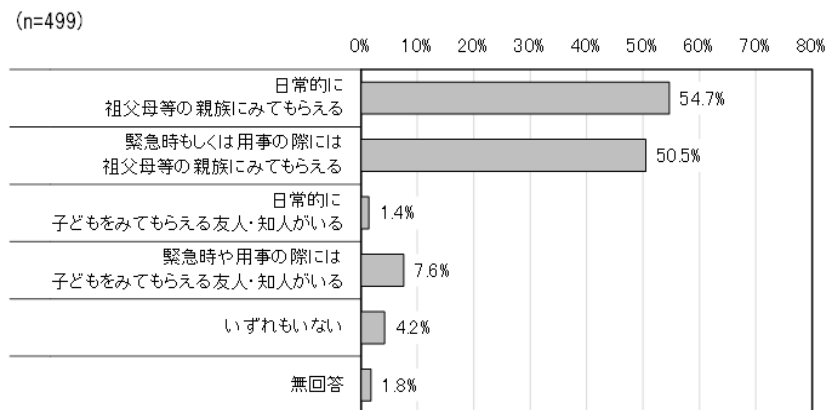
4 子ども子育て支援事業計画に関する意向調査結果

揖斐川町における子育て支援事業に関するニーズ調査結果から次のような項目が特性として整理できます。

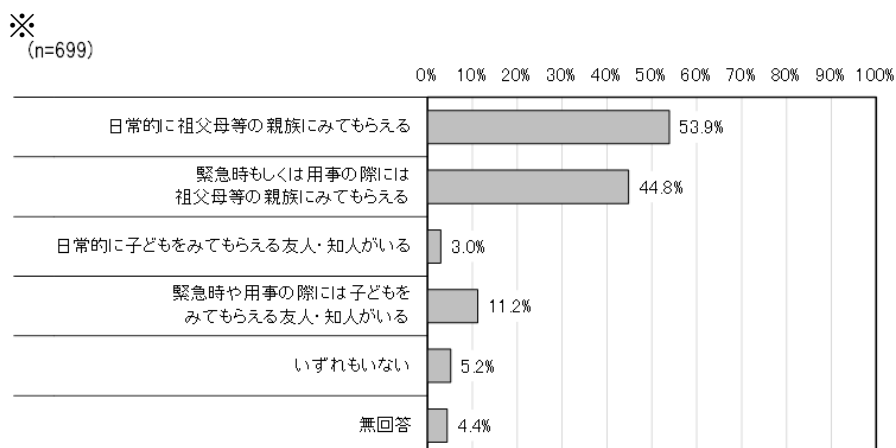
●子育て家庭におけるニーズの多様性

緊急時や日常的に祖父母等の親族あるいは友人へ預ける先がある家庭と、子育ての相談や緊急時等にも頼れる先のない家庭があります。殆どの保護者は預ける先があると回答され、頼れる先がない回答は少数となっていますが、預ける先がある保護者は身体的・精神的負担を預け先へ心配される場合が見受けられます。子育て家庭の支援として、このような家庭の現状を踏まえ、適切な支援事業の実施が求められます。

■就学前児童



■小学生

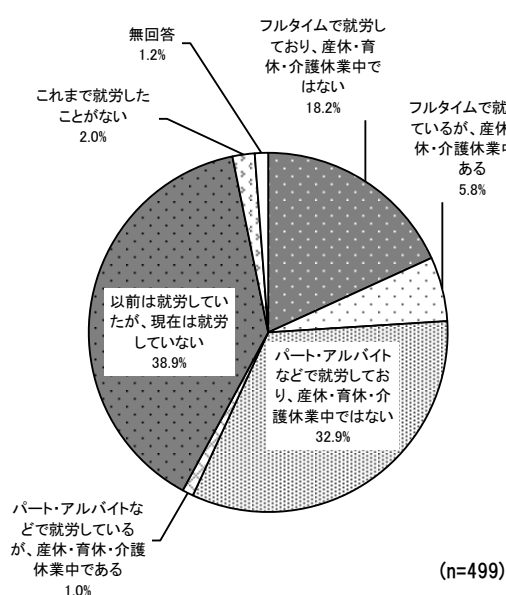


※上記の2つのグラフは、回答が複数回答となっているため、合計は100%以上となっています。

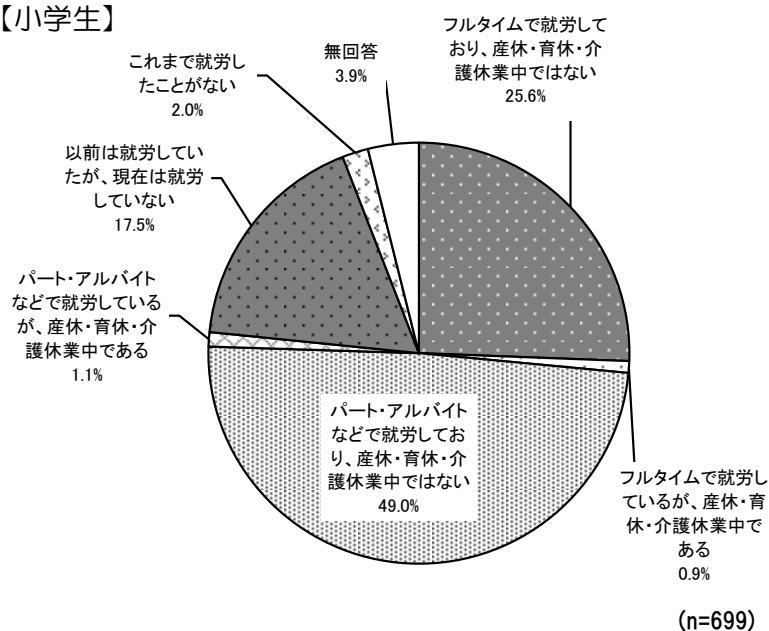
主に子育てに関わっている母親の就労状況は、就学前の児童で約 18%、小学校の児童では約 26%の母親がフルタイムでの就労、就学前の児童で約 33%、小学校の児童では約 49%の母親がパートタイム勤務という状況でした。しかし、就学前の児童の母親で現在仕事をしていない人も、子どもが3歳・6歳等の入園、入学時を境に就労希望がみられます。子育て事業に関わるニーズは、母親の就労環境を把握したうえで支援事業に反映していく必要があります。

■母親の就労状況

【就学前児童】



【小学生】



●子育て事業における様々なサービスの提供

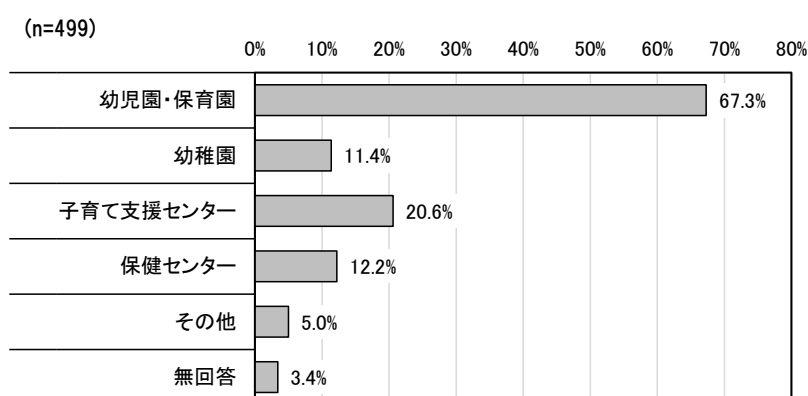
現状での利用状況は、就学前の児童では、幼稚園（保育園）及び幼稚園が中心に利用されています。小学校の児童では、塾や地域の活動が多くみられます。

土曜・休日の教育・保育の利用希望は、ほぼ毎週及び月に数回利用の合計で土曜が約 23%、休日が約 11%となっております。幼稚園における長期休暇期間中の利用希望に関しては、利用希望が、毎日及び週に数日利用の合計が 50%を超える傾向にあります。

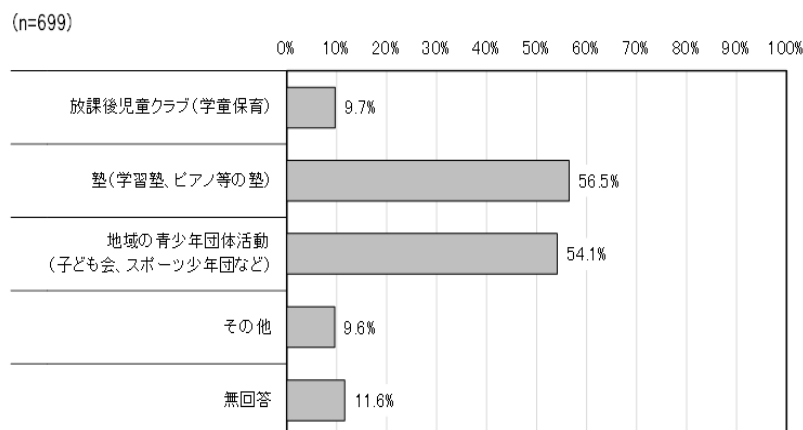
これらのニーズに適切なサービスを提供していくことが必要となっています。

■日常的に利用されている施設

（就学前児童）

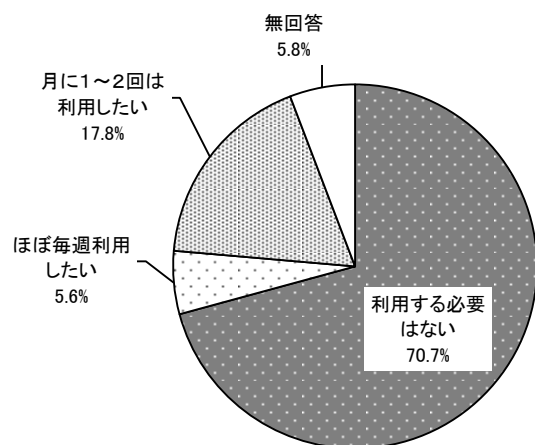


（小学生）



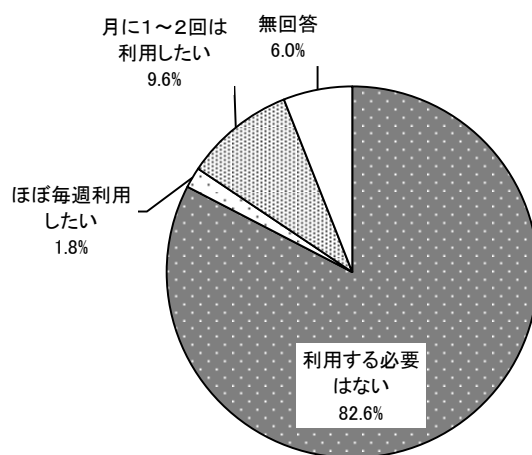
■土曜、日曜・祝日における教育・保育事業の利用希望

【土曜日】



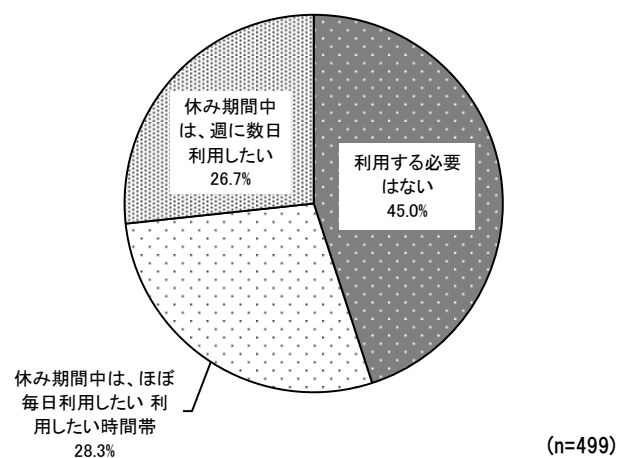
(n=499)

【日曜・祝日】

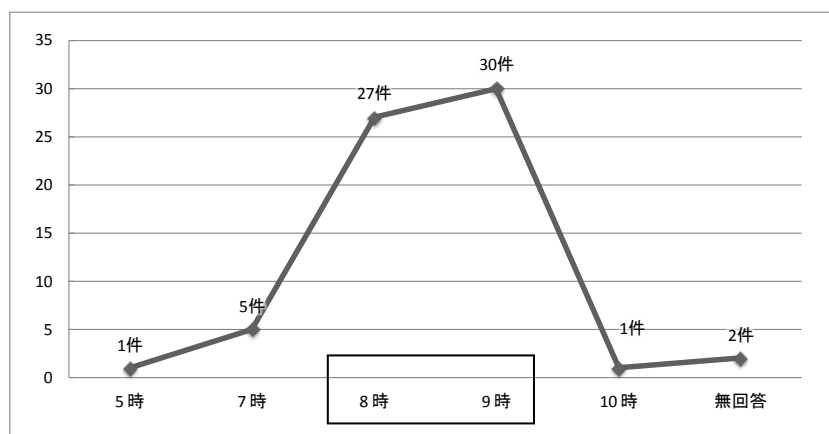


(n=499)

■長期休暇における利用希望（幼稚園利用者）

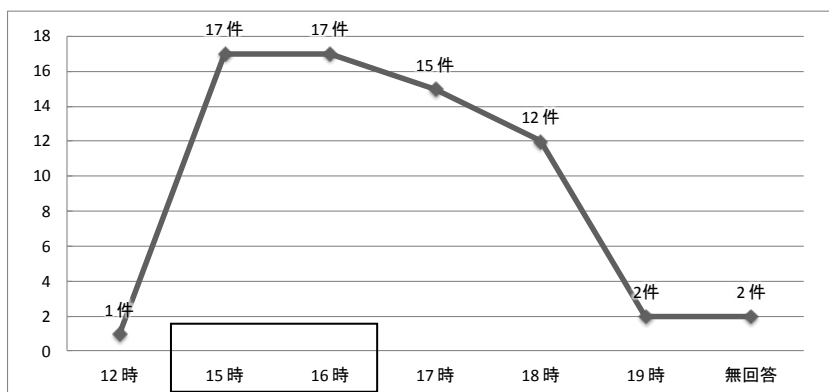


【利用希望時間帯】（開始時間）



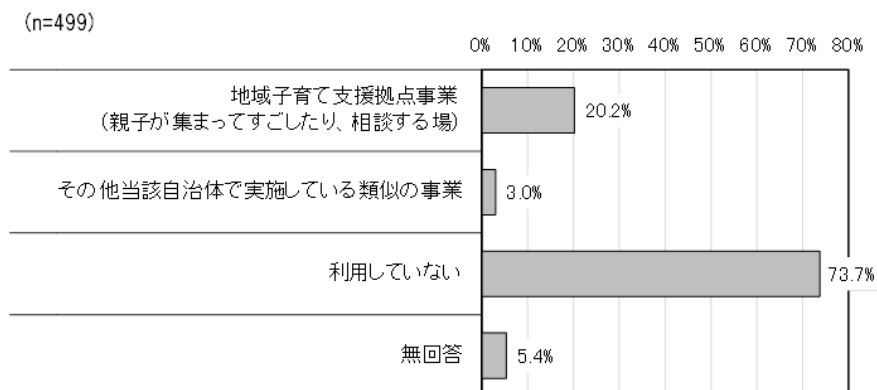
長期の休暇期間中の教育・保育の事業の希望する開始時間は、「9時」が最も高く、終了時間は「15時」「16時」が最も高くなっています。

（終了時間）



■地域の子育て支援事業について

【就学前児童による利用状況について】

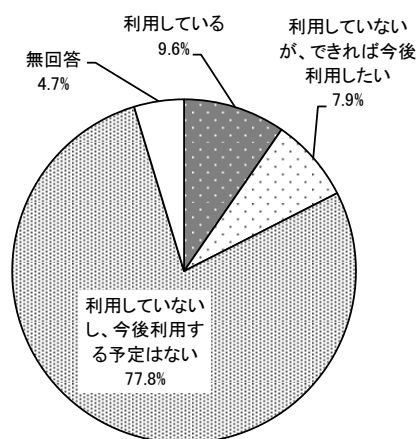


【就学前児童の主な施設別の認知度・利用状況・利用希望状況】 (n=499)

	A 知っている			B これまでに利用 したことがある			C 今後利用したい		
	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答
①子育て支援センター (相談・親子教室等)	94.4%	1.0%	4.6%	72.5%	20.0%	7.4%	48.9%	34.9%	16.2%
②子育て支援センター (出前保育)	88.6%	6.2%	5.2%	46.5%	43.5%	10.0%	32.7%	51.5%	15.8%
③幼稚園・保育園 の一時保育	86.4%	7.6%	6.0%	18.2%	69.9%	11.8%	31.1%	53.3%	15.6%
④幼稚園等の園庭 等の開放	86.0%	8.2%	5.8%	51.3%	38.1%	10.6%	40.5%	42.7%	16.8%
⑤保健センター(相 談・親子教室等)	90.2%	4.0%	5.8%	60.5%	30.5%	9.0%	50.7%	32.9%	16.4%
⑥児童発達支援事 業「ことばの教室」	62.1%	31.7%	6.2%	8.2%	79.4%	12.4%	20.6%	62.7%	16.6%
⑦公民館(親子教 室講座等)	54.7%	38.3%	7.0%	19.6%	68.9%	11.4%	41.9%	42.7%	15.4%
⑧図書館	92.6%	2.0%	5.4%	71.1%	20.8%	8.0%	81.4%	4.6%	14.0%

■放課後児童クラブ（学童保育）

【小学生による利用状況について】



(n=699)

【小学生の主な施設別の認知度・利用状況・利用希望状況】

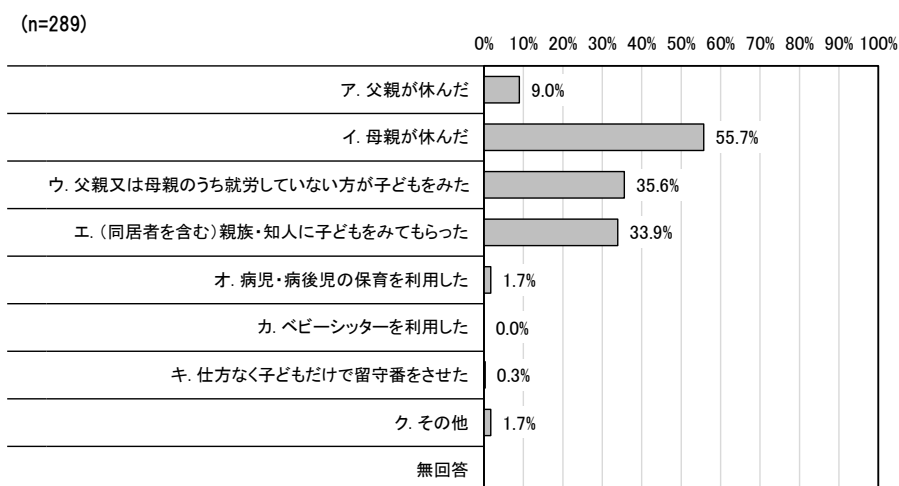
(n=699)

	A 知っている			B これまでに利用したことがある			C 今後利用したい		
	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答
①子育て支援センター（相談・親子教室等）	94.0%	3.6%	2.4%	59.8%	33.8%	6.4%	24.9%	62.1%	13.0%
②保健センター（相談・親子教室等）	94.4%	2.7%	2.9%	61.5%	31.8%	6.7%	34.8%	51.5%	13.7%
③児童発達支援事業「ことばの教室」	79.8%	16.9%	3.3%	9.7%	81.1%	9.2%	8.0%	78.3%	13.7%
④公民館（家庭教育に関する親子教室講座等）	76.8%	20.0%	3.1%	45.1%	45.2%	9.7%	46.5%	40.1%	13.4%
⑤児童館	49.4%	45.9%	4.7%	17.9%	71.2%	10.9%	26.0%	58.8%	15.2%
⑥図書館	96.7%	1.0%	2.3%	89.4%	4.9%	5.7%	84.5%	4.0%	11.4%

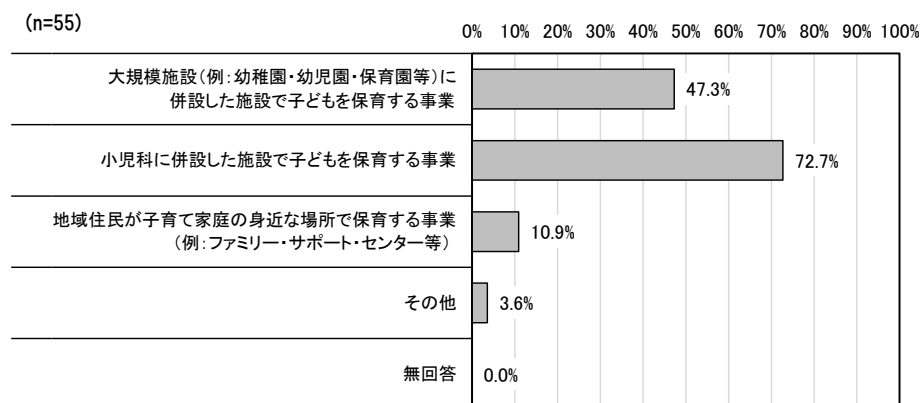
●病児・病後児に対する対応

病児・病後児に対しては、母親を中心とした対応（母親が仕事を休んで看病）がとられています。日常的に祖父母や友人に頼れる環境を有していても、母親が面倒をみることが多いようです。施設の利用希望としては、病院に併設されていて、安心して預けられるような施設が求められています。

■子どもが病気になった時の対応

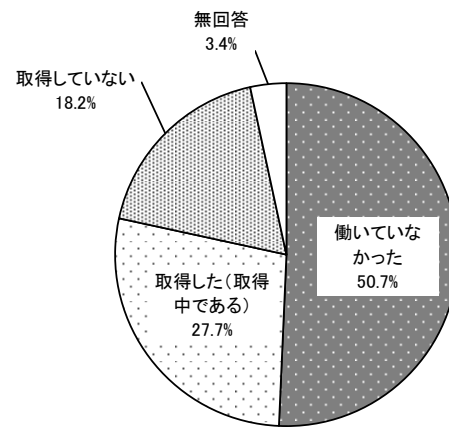


■子どもが病気になった時預ける場合の施設



●育児休業や短時間勤務制度などの利用推進

育児休業に関する取得状況は27.7%で、取得していない理由は、預けられる祖父母の存在と職場の雰囲気や仕事の忙しさが要因となっています。今後も制度の普及に関する広報等、利用促進を検討していくことが重要と考えられます。

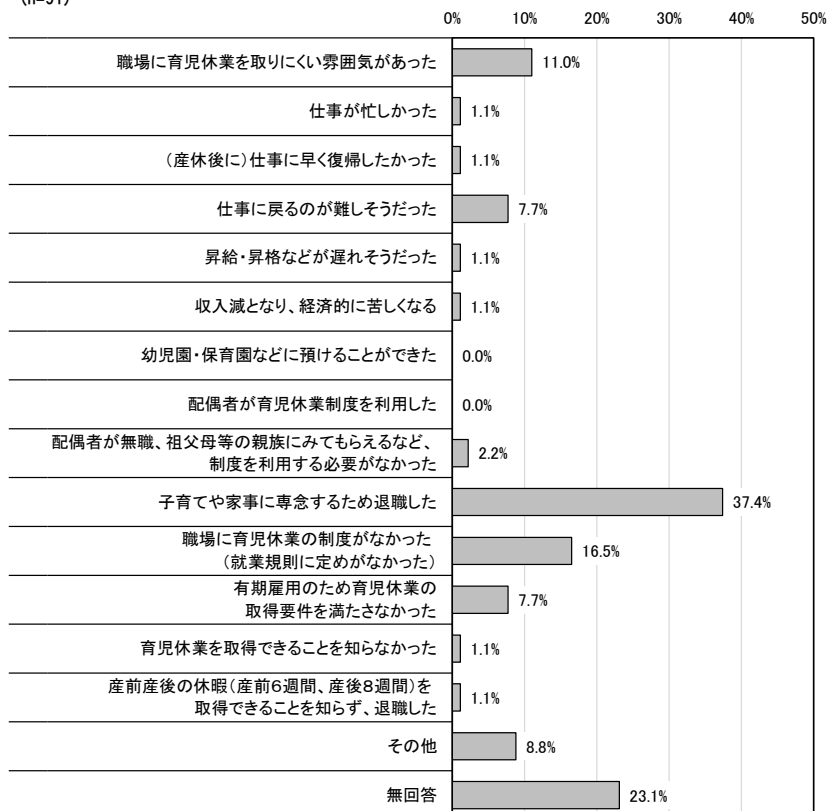


(n=499)

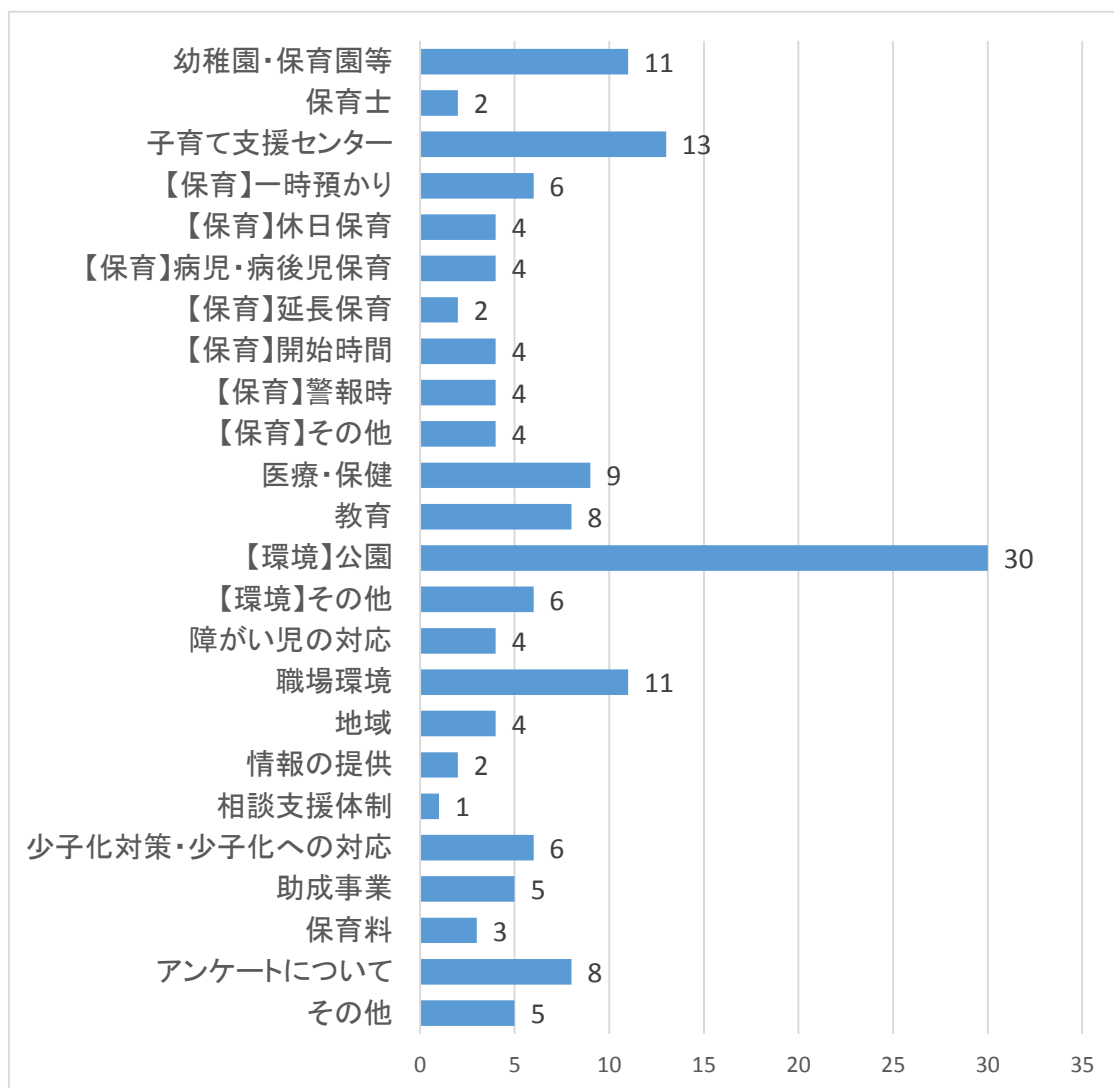
■育児休業の取得状況

■育児休業を取得していない理由

(n=91)



■教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見



教育・保育に関して、自由な項目でご意見をいただきました。これを項目ごとに分類した結果、上記のグラフのような結果となりました。子育て環境として公園整備等があげられています。担当部局と協議しながら推進していきます。また、子育て支援施設に対しての要望も多く寄せられました。庁内の関係部局と連携しながら、取り組んでいきます。

第3章 計画の基本的な考え方

計画策定にあたって、法律に基づく基本的な考え方を整理したものです。

☆子ども・子育て支援法の基本理念（第2条）

○子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

○子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

☆子ども・子育て支援の意義

○「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

○全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。



子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、平成27年～31年の5年間の計画期間における幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画として

市町村子ども・子育て支援事業計画を策定

1 計画の基本理念

平成17年3月に策定した「揖斐川町次世代育成支援行動計画」において、『ふれあいが育む子どものほほえみに満ちたまちづくり』を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

この考え方は、本町における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえで、変わらないものであると捉え、本計画においても、この考え方を踏襲すべきものであると考えます。

『ふれあいが育む 子どものほほえみに満ちた まちづくり』

～ ずっと住みたいまち いびがわ ～

本町では、緑豊かな自然の中で、多くの人々の支えとふれあいを通じて、人を思いやる心と健やかな心身を育み、子どもが、親が、地域がつながり、かがやきながら成長していくまちづくりを目指し、推進していきます。

揖斐川町における子ども・子育て支援事業計画における基本的な方向性や考え方を包括したものとして設定しました。

「ふれあいが育む 子どものほほえみに満ちたまちづくり」を基本理念とし、すべての子どもが心豊かに育ち、保護者が喜びと生きがいを感じながら子育てできるまちの実現を目指すとともに、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、支えていく環境を整えていく必要があります。また、次世代育成支援地域行動計画においても、念頭におかれた「子どもは未来の担い手」であり、その未来が輝くものであるためにも、将来の夢が育まれるものでなければなりません。

2 計画の基本目標

子ども・子育て支援事業計画における基本理念を踏まえて、子育て支援事業を実施していく上で、4つの基本目標を掲げ、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標1 親と子の学びと育ちを支える環境づくり

明日の揖斐川町を担う子どもたちが明るい希望を抱き、自分の力でたくましく育っていけるよう、家庭と学校、地域が一体となって子育て支援を行い、子どもの立場に立った、夢のあるまちづくりをめざします。また、次世代の親となる子どもたちに、子どもを生み育てる喜びを伝え、こころあたたかく豊かな人間性を育てていきます。

基本目標2 すべての子育て家庭を支える環境づくり

親は子育ての最高責任者であり、その責任の重さは計り知れません。それを肩代わりすることは誰にもできませんが、支えることはできます。すべての親が喜びを感じながら、安心していきいきと子育てができるよう、多様なニーズに応じた保育・子育て支援策の充実を図るとともに、地域の様々な人々が子どもと子育て家庭をあたたかく見守っていける環境づくりを進めていきます。

基本目標3 健やかに生み育てる環境づくり

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、だれもが抱く共通の願いです。その実現をめざし、妊娠から出産、学齢期にいたるきめ細やかな母子保健サービスの提供と小児医療体制の充実に努めます。また、子どもの発達に応じた食育の推進、思春期の子どもへの性教育、こころの健康づくりなどに取り組んでいきます。

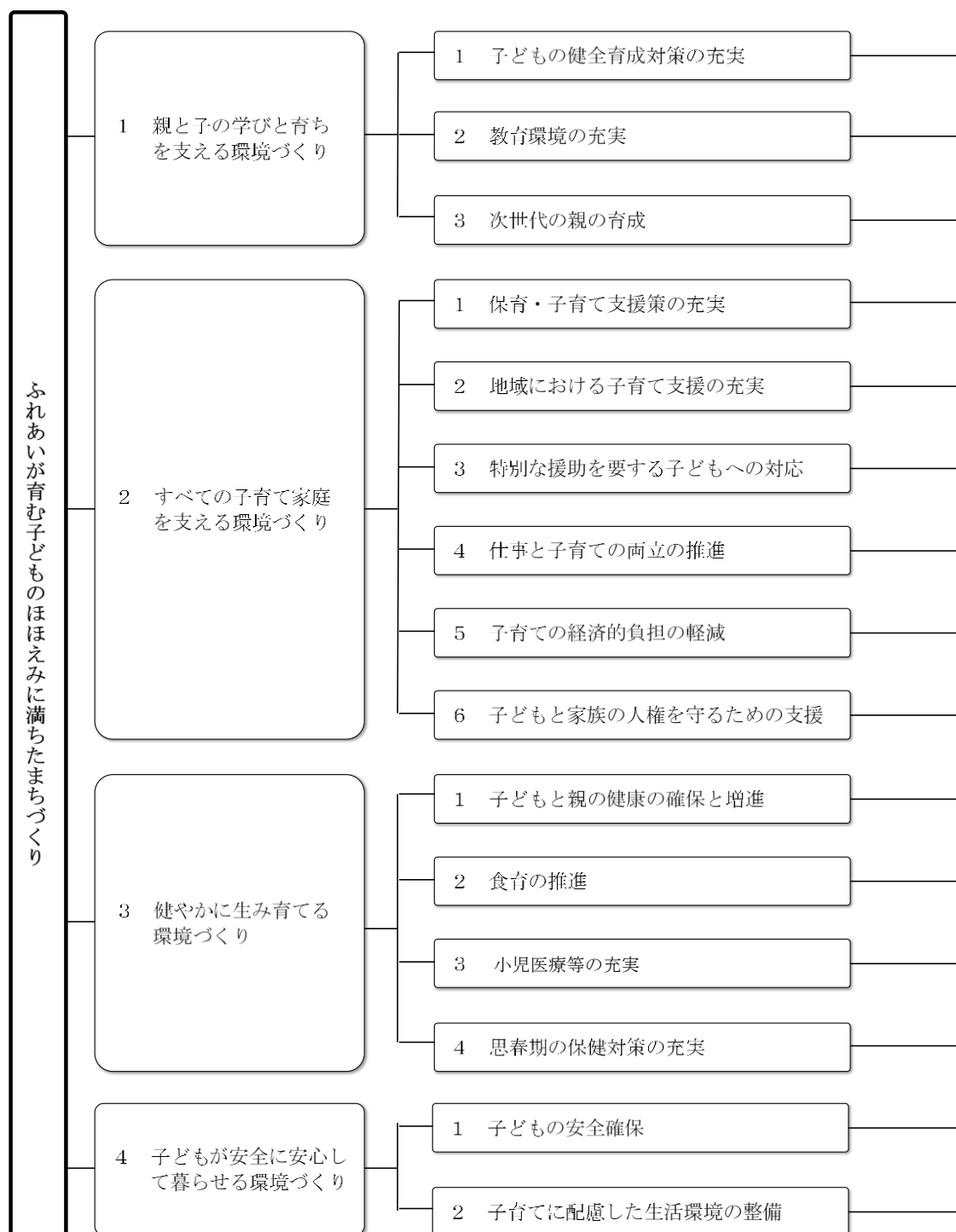
基本目標4 子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

外で遊ぶ子どもの声は、まちに彩りを与え、活気づかせます。この為、子どもたちが犯罪や事故・災害の被害者になることなく、安心して快適に暮らせる生活環境を住民と行政の協働により築いていきます。

3 計画の体系

基本理念を実現するための構成として、具体的に取り組む施策を体系化し、各項目に関して担当課が相互に関連しながら事業を実施していきます。

ふれあいが育む子どものほほえみに満ちたまちづくり	基本目標	推進施策	
	1 親と子の学びと育ちを支える環境づくり	1	子どもの健全育成対策の充実
		2	教育環境の充実
		3	次世代の親の育成
	2 すべての子育て家庭を支える環境づくり	1	保育・子育て支援策の充実
		2	地域における子育て支援の充実
		3	特別な援助を要する子どもへの対応
		4	仕事と子育ての両立の推進
		5	子育ての経済的負担の軽減
		6	子どもと家族の人権を守るための支援
	3 健やかに生み育てる環境づくり	1	子どもと親の健康の確保と増進
		2	食育の推進
		3	小児医療等の充実
		4	思春期の保健対策の充実
	4 子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり	1	子どもの安全確保
		2	子育てに配慮した生活環境の整備



	①地域活動の推進 ②遊び場の充実 ③地域の歴史・環境教育の推進 ④スポーツ環境の整備 ⑤豊かな感性を磨く活動の充実 ⑥国際意識・理解の促進
	①幼児教育の充実 ②学校教育の充実 ③教育・保育の連携 ④相談・支援の充実 ⑤家庭教育支援の充実
	①若い世代の子育ての意識の醸成 ②男女ともに関わる子育ての推進 ③地域の子育て意識の醸成 ④若い世代の自立促進
	①特別保育等の充実 ②緊急時における子育て支援の充実 ③保育・子育て支援に関する相談・情報提供の充実
	①子育て支援センターの充実 ②留守家庭児童教室の充実 ③住民主体の子育て支援
	①障がいのある子どもの保育・教育の充実 ②ひとり親家庭の自立支援の推進
	①育児・介護休業制度等の普及促進 ②ワーク・ライフ・バランスの実現の推進 ③育児中の母親の再就職支援
	①各種手当等の支給 ②保育料・教育費の負担軽減 ③医療費等の負担軽減 ④補装具、日常生活用具費の支給
	①子どもの人権に関する啓発 ②児童虐待防止ネットワーク等の充実
	①安全な妊娠と出産の確保 ②母子の健康の保持と増進 ③保健指導・教室の充実
	①妊娠期からの生涯を通じた食育の推進
	①救急医療体制の充実 ②不妊治療、小児医療等への支援
	①相談体制の充実 ②健康教育の充実
	①交通安全対策の充実 ②防犯・防災対策の充実
	①良好な住環境の整備 ②誰もが利用しやすい公共施設等の整備 ③自然環境の保全

第4章 主な子育て関連事業

ニーズ調査及びこれまでの次世代育成支援行動計画において実施された事業を踏まえ、現在実施している事業を取りまとめました。

1 親と子の学びと育ちを支える環境づくり

(1) 子どもの健全育成対策の充実

- ① 地域活動の推進 ② 遊び場の充実 ③ 地域の歴史・環境教育の推進
④ スポーツ環境の整備 ⑤ 豊かな感性を磨く活動の充実 ⑥ 国際意識・理解の促進

① 地域活動の推進		
事業名	事業内容	担当課
子どもと高齢者の交流促進	次の時代を担う子どもたちに、地域の文化・伝統を伝えていくことは、豊かなまちづくりにつながっていきます。高齢者がこれまで培ってきた知識・技能や日本の伝統文化としての昔の遊びを、子どもたちやその親の世代に伝えるとともに、高齢者に対する思いやりの心や尊敬の念を深めることができるよう、公民館行事や地域行事などを中心に、子どもと高齢者が交流できる環境を拡充し、多世代間の交流を促進します。 各小中学校においては、生活科や総合的な学習の時間の授業で、地域の高齢者を講師として招き、昔の生活についての体験談のほか、工作や遊びを教えていただくなど、幅広く学んでいます。さらに、1人暮らしの高齢者のお宅を訪問したり、老人介護施設を訪問したりする学習も行います。	子育て支援課 社会教育文化課 福祉課 学校教育課
自然を生かした体験活動の充実	本町は豊かな自然に恵まれています。この豊かな自然を次の世代に伝えていくために、また、自然を愛する心を育むために、各種団体（公民館、学校、幼稚園、保育園など）で自然を生かした活動を積極的に実施します。 各小中学校では、総合的な学習の時間に、米作りや茶摘み、徳山ダム見学など、揖斐川町の特産物や施設について学んでいます。また、宿泊体験学習として「ふじはし星の家」を活用し、揖斐川町の自然体験をします。	子育て支援課 社会教育文化課 学校教育課

事業名	事業内容	担当課
親子で参加できるイベント・講座の開催	親子が一緒に遊び・学び、他の親子と情報交換することによって、コミュニケーションを図り、親子で楽しむことができる催し物を積極的に開催します。また、乳幼児から小・中学生の各段階に応じて参加できる催し物の企画や実施体制の整備を、地域資源を活用しながら主体的に推進します。 各小中学校でも、意図的に親子のふれあいを増やすよう、日曜参観等で親子スポーツや親子工作など、さまざまな活動を工夫していきます。	子育て支援課 社会教育文化課 学校教育課
子育て講演会・教室の開催	子どもの遊ばせ方やしつけなどに悩んでいる家庭が非常に多くなっています。本来家庭がもつ教育力の向上を図るため、幼児園、幼稚園、公民館、図書館、子育て支援センターなどを活用して、子育て講演会・教室などを開催します。	子育て支援課 社会教育文化課
子どもだけで参加できるイベント・講座の開催	小学生、中学生を対象に、異なる年齢の子どもたちが交流しながら、子どもだけで参加できる講座などの充実を図ります。また、子どもたちが自ら企画し、運営できるイベント等の実施を検討します。	社会教育文化課
子ども会の活性化	子どもの手による子ども会活動ができるよう、リーダーの育成、活動に関する情報提供などの支援を、子ども会育成指導者連絡協議会をはじめ関係団体との連携により図ります。	社会教育文化課
ボランティア体験の充実	誰もが支え合いの意識をもち、気軽にボランティアの担い手になれるよう、地域住民や各種団体と協力して、子どものボランティア体験機会の充実を図ります。 町をあげて開催するいびがわマラソンでは、全中学校に役割分担をして、ボランティア体験を実施します。	社会教育文化課 学校教育課 子育て支援課
② 遊び場の充実		
事業名	事業内容	担当課
安心して遊ぶことができる場の確保	子どもが安心して遊ぶことができる育ちの場、放課後の子どもたちの居場所、あらゆる世代の健康づくりの場、地域住民の交流の場として、住民の意見を聞きながら町が管理する公園の充実を図ります。	子育て支援課 社会教育文化課 総務課 建設課
公民館の活用	子どもが天候に左右されず遊ぶことができ、乳幼児をもつ親が子どもとともに交流できるよう、公民館の有効活用を検討します。	社会教育文化課
園庭の開放	幼児園、揖斐川子育て支援センターが、通常の開園中に園庭を開放することで、乳幼児をもつ親子がふれあう機会の場を提供します。	子育て支援課

③ 地域の歴史・環境教育の推進		
事業名	事業内容	担当課
地域を知る講座の開催	子どもたちが自分の生まれ育った地域を大切に思い、暮らし続けたいと思えるよう、地域の伝統文化や自然環境を学ぶ機会の充実を図ります。子どもたちと地域の高齢者が遊び等を通して交流できる参加型講座を開催します。	子育て支援課 社会教育文化課 福祉課
環境教育の推進	ふるさとの自然を守り次の世代に継承していくことは、そこに住む人々の心のやすらぎを守り続けていくことにほかなりません。子どもたちをはじめ、すべての住民が地域の自然環境を大切にする気持ちと世界的な視野でものを見る力を育むため、社会教育・学校教育のさまざまな場面で、環境保全への理解や関心を深める機会をつくります。 揖斐川町の自然に誇りと愛着をもち、身近な環境に対して責任をもって行動する態度を育てるために、学校教育活動に自然体験活動や緑化保全活動を位置付けていきます。 第39回全国育樹祭を契機として、全小学校において、「みどりの少年団」に関わる活動を工夫して展開し、地域の緑化保全活動やボランティア活動にも主体的に参加するようにしていきます。中学生については、総合的な学習の時間等で、身近にある自然環境への理解や実践活動を積極的に展開していきます。	社会教育文化課 学校教育課
④ スポーツ環境の整備		
事業名	事業内容	担当課
スポーツ少年団等への支援	少年期のスポーツ活動は、身体の発達や運動習慣の定着を促すとともに、社会性を養う重要な要素です。近年、団員や指導者の減少が進む中、幅広くスポーツ少年団の活動を支援して、少年期のスポーツ機会の提供に寄与していきます。	スポーツ振興課
生涯スポーツ教室等の充実	町内の中核的体育施設を使用して、幼少期から高齢者まで幅広い住民を対象に、スポーツ教室を展開しています。子育ての時期である幼少期においては、それぞれの教室にさらに参加しやすくなるよう、充実を図ります。	スポーツ振興課

⑤ 豊かな感性を磨く活動の充実		
事業名	事業内容	担当課
読書活動の推進	ブックスタートだけでなく、本や絵本の読み聞かせを通して、言葉を学び、教養や感性を磨き、表現力や創造力を豊かにするとともに、親子のふれあいを深められるよう、揖斐川町の幼稚園では保護者が「幼児読書委員」を設け、町立図書館から借りてきた本を利用した、園内での読み聞かせ活動や本の貸し出しなどの読書活動を推進します。 また、町立の小中学校では、西濃地区学校図書館教育賞に参加するなど、学校図書館の整備と児童生徒の読書習慣の定着に継続的に取り組んでいます。	社会教育文化課 学校教育課 子育て支援課
子ども文化・創作活動の推進	子どもの豊かな心と感受性を育むため、芸術に親しんだり、創作活動を行ったりする機会の充実を図ります。	社会教育文化課
⑥ 国際意識・理解の促進		
事業名	事業内容	担当課
幼児教育・学校教育における国際理解の推進	外国人との交流を通して、異文化に関する理解を深め、外国語を介したコミュニケーション能力の育成を図ります。 小学校の外国語活動、中学校の英語の授業では、日本人教師と町の ALT（外国人指導助手）とで授業を行い、英語に触れることを大切に学習を展開していきます。また、幼稚園においても ALT と英語体験を実施していきます。	子育て支援課 社会教育文化課 学校教育課
小中学生交流派遣事業の充実	代表として選ばれた小学生を県外（北海道芽室町、高知県宿毛市）に、中学生を国外（アメリカ合衆国セントジョージ市）に派遣し、親交を深めていきます。 揖斐川町のよさを伝え、他の地域の文化や生活習慣を学ぶことを通して、児童生徒は広い視野と国際感覚を身に付けていきます。	学校教育課 社会教育文化課

(2) 教育環境の充実

- ① 幼児教育の充実 ② 学校教育の充実 ③ 教育・保育の連携 ④ 相談・支援の充実
⑤ 家庭教育支援の充実

① 幼児教育の充実		
事業名	事業内容	担当課
幼児教育の推進	幼稚園、幼稚園でともに求められている基礎となる幼児教育とは、豊かな感性を磨くこと、自主性を育むこと、健康や基本的な生活習慣、言葉の発達など日常生活の基礎を身に付けることです。保育内容（教育の向上、職員研修の充実など）のさらなる充実を通して、幼児教育の振興を推進します。	子育て支援課
創意工夫した幼児教育の促進	保育所保育指針や幼稚園教育要領改定に伴い、特色ある園づくりが大きな課題となっています。地域ごとに児童の実態や地域資源をふまえて、創意工夫し、特色のある地域ならではの園づくりを検討します。	子育て支援課
② 学校教育の充実		
事業名	事業内容	担当課
教職員の資質・指導力の向上	学校における教育指導を充実させるためには、教職員の資質・指導力の向上を図ることが重要となります。県教育委員会及び揖斐郡教育研修センターが実施する各種研修会に加え、地域の実態や学校のニーズに応じた町独自の研修を実施し、学校の教育水準を保障できる人材を育成します。	学校教育課
特色ある教育活動の推進	地域に根ざした学校づくりを推進する上で、児童生徒の実態や地域の特性を生かした教育活動を展開することが不可欠です。地域の教育資源の活用や ICT の利用、早寝早起き朝ごはん運動の推進、学校図書館教育の充実、言語活用能力の育成、体験活動の充実等、町独自の教育活動を推進します。	学校教育課
道徳教育・人権教育の充実	“常識”や“モラル”を身につけることは、『生きていくための力』を身につけることといっても過言ではありません。あらゆる学校教育活動において基本的な生活習慣や善悪の判断力を培い、人と人とのふれあいの中で、道徳性や社会性が自然に身につくように努めます。また、子どもたちが、お互いをかけがえのない存在として尊重し、お互いの個性を認め合う心を育て、差別や偏見がなくなるよう、学校と地域の連携による人権教育を進めます。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
特色ある学校づくりの推進	学校の特色を最大限活かした活動が推進されるよう、「学校提案型教育研究推進」として位置付けて積極的に支援をしています。例えば、地域の伝統となっている太鼓や踊りなどを継承する活動、地域に残されている棚田や茶畑を使った体験活動、自然環境を活かしたスキー学習などがあります。	学校教育課
豊かな体験活動の推進	自然環境に恵まれた地域資源を積極的に活用し、児童生徒が地域をフィールドにした体験活動に取り組み、情操や人間性を豊かにする教育を推進します。	学校教育課
③ 教育・保育の連携		
事業名	事業内容	担当課
幼児教育に関する交流	異なる制度のもとで幼児教育に関わってきた幼稚園、幼稚園及び小学校の情報を共有できる体制をつくります。	子育て支援課 学校教育課
福祉教育の充実	高齢者や障がい者との交流活動や体験学習等を通して、児童・生徒の福祉への関心を高めていく必要があります。このため、幼少期から福祉教育の充実を図るため、各園・小学校が施設訪問や行事などを通して、地域の高齢者や障がい者とのふれあい活動などの交流活動を推進します。	子育て支援課 社会教育文化課 学校教育課 福祉課
交流研修会の開催	保育士や幼稚園、小学校の教諭が同じ場で教育の方向性について話し合ったり、情報を交換したりできる交流研修会の開催を充実します。	子育て支援課 学校教育課
学校間及び校種間の連携強化	本町は合併によって広域となり、町内各地域に幼稚園、幼稚園と小学校、中学校、県立学校などが設置されています。各園・学校が相互に交流したり連携を強化したりすることを通して、園児、児童生徒がふれあいを深め、健全育成に取り組めます。 小中学校を通して単学級である谷汲中と坂内中では、小学校との連携により、小中での異年齢集団活動を通して集団を学ぶことに力を入れていきます。一部の教職員が小中学校兼務として勤め、両方で授業を行うことで、教科の授業を充実させていきます。 さらに、揖斐高等学校と各中学校とが連携して、揖斐高等学校の先生が中学校3年生に助言する学習面談や、夏休みに揖斐高等学校で開催される高等学校の先生による授業や体験学習等を通して、中学生が将来の目標や見通しをもてるようにしていきます。	子育て支援課 学校教育課

④ 相談・支援の充実		
事業名	事業内容	担当課
いじめや不登校などへの対応	子どものこころの問題は、学校だけではなく地域全体で取り組むべき問題です。学校、家庭、自治会、子ども相談センター等、関係機関が協力し取り組みます。また、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めます。 中学生教育委員会における「生徒会サミット宣言」や、各学校で人権週間に合わせて毎年行う「ひびきあいの日」の取り組みなど、児童生徒の目線でも、みんながお互いを思いやって学校生活を送ることができるよう工夫していきます。	学校教育課
各種相談機関の充実	いじめや不登校などの悩みに関する相談に応じ、その解消を図るため教育相談、適応指導教室の充実に努めます。	学校教育課
⑤ 家庭教育支援の充実		
事業名	事業内容	担当課
家庭教育学級の開催	少子高齢化、地域のつながりの希薄化などにより孤立しがちな親の子育て不安・悩みの解消のため、公民館、幼稚園、小中学校と連携して、親の学びの場及び仲間づくりの場となる家庭教育学級を開催します。	社会教育文化課

(3) 次世代の親の育成

- ① 若い世代の子育て意識の醸成 ② 男女ともに関わる子育ての推進
 ③ 地域の子育て意識の醸成 ④ 若い世代の自立促進

① 若い世代の子育て意識の醸成		
事業名	事業内容	担当課
中高生の保育体験の促進	乳幼児を対象とした事業でのふれあい体験や幼児園、幼稚園での保育体験を実施します。保育体験を通して、乳幼児に関する知識や関心を深めるとともに、子どもに慕われる喜びを感じたり、感動したりすることができるよう、次世代の親として自立する力を身につける支援に努めます。	子育て支援課 社会教育文化課 学校教育課
性教育の充実	思春期の子どもが、妊娠・出産・育児など子育てに関する知識や子どもを生み育てることの意義、親になることの大切さを学ぶための性教育等を充実します。	学校教育課
親づくりのための支援	子どもは幼児園、幼稚園、学校、地域の中で成長していきますが、基本的な生活習慣や常識・マナーなどを身につけるのは家庭です。しかし、家庭の教育力、子育て力は弱体化してきており、親づくりのための支援が必要になっています。このため、中高生による保育体験、いのちの教室、生涯学習における親であるための講座の開催など、各世代、段階に応じた学習機会を提供します。	子育て支援課 学校教育課
② 男女ともに関わる子育ての推進		
事業名	事業内容	担当課
男女共同による子育て等の推進	子育てをはじめ介護や家事全般について、性別による役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識を高めるための教育やPRを、地域、学校、職場などさまざまな場において進めます。	子育て支援課 学校教育課 政策広報課 福祉課
男性の子育て参加の促進	男性の子育てや家事などへの参加を促すため、男性を対象とした料理教室や父親も参加できる育児教室を企画します。	健康増進課
「父親の会」の設立支援	日頃、学校との関わりが少ない小中学生の父親が、積極的に子育てや地域行事に参加できるよう、学校行事や地域の子どもの見守りなどを行う「父親の会」の設立を支援します。	学校教育課

③ 地域の子育て意識の醸成		
事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援の協力要請	地域における子育て支援体制の構築をめざし、子育て家庭が抱える問題を住民が理解し、地域全体の問題として捉えられるよう、情報提供や啓発を行うとともに協力を要請します。	子育て支援課 健康増進課
④ 若い世代の自立促進		
事業名	事業内容	担当課
若者の自立意識啓発	若者が家庭をもたない（もてない）原因の一つに、自立意識の低下があると考えられます。若者が自分の力でたくましく生きていくために、職業意識や自立意識をもてるよう、教育をはじめさまざまな場面で啓発を行います。	
職業体験の充実	在学中から職業意識を形成することは、将来の適切な職業選択につながります。総合的な学習の時間などを通して中学生の職業体験を推進し、社会のしくみや働くことの意義を学ぶ場を設けます。	学校教育課
若者の就労支援	公共職業安定所など関係機関と協力して、若者の就労に関する情報を提供します。	政策広報課 商工観光課

2 すべての子育て家庭を支える環境づくり

(1) 保育・子育て支援策の充実

- ① 特別保育等の充実 ② 緊急時における子育て支援の充実
③ 保育・子育て支援に関する相談・情報提供の充実

① 特別保育等の充実		
事業名	事業内容	担当課
低年齢児保育の拡充	0～2歳児を対象とした低年齢児保育については、年度途中の受け入れなど、利用しやすい環境の整備に努めます。	子育て支援課
延長保育の拡充	町内1園において実施していますが、利用者の様々なニーズの動向を把握しながら、今後他園での延長保育の実施を検討します。	子育て支援課
私立幼稚園の預かり保育の促進	利用者ニーズの動向を把握しながら、通常の教育時間終了後も引き続き園児が過ごせるように、私立幼稚園の預かり保育を促進します。	子育て支援課
一時預かり保育の拡充	保護者の疾病、就労、冠婚葬祭等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに利用できる一時預かり保育を町内1園において実施していますが、今後、利用者のニーズの動向を把握しながら、拡充に努めます。	子育て支援課
病児・病後児保育の推進	病気中の子どもをもつ保護者を支援するために、医療機関等と連携を図りながら、町内外の施設を含め広域で対応できるよう、体制を整備します。	子育て支援課
② 緊急時における子育て支援の充実		
事業名	事業内容	担当課
短期入所生活援助（ショートステイ）事業の推進	保護者の疾病、仕事等によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、保護者の暴力等により緊急一時的に家庭外での児童の保護を必要とする場合など、利用者ニーズに対応できるよう、関係機関などと連携強化を図ります。	子育て支援課 学校教育課

事業名	事業内容	担当課
夜間養護（トワイライトステイ）事業の推進	保護者の仕事等の事由によって、恒常的に帰宅が夜間に亘る場合や休日に不在の場合等で児童に対する生活指導や家事等に困難を生じている場合には、その児童を実施施設において保護し、生活指導・夕食を提供するなど、利用者のニーズに対応できるよう、関係機関などとの連携強化を図ります。	子育て支援課 学校教育課
③ 保育・子育て支援に関する相談・情報提供の充実		
事業名	事業内容	担当課
相談体制の充実	子育て家庭における育児不安や孤立感を解消するためには、身近なところに気軽な相談相手や相談窓口があることと同時に、専門性を備えた信頼できる相談機関が求められます。子育て全般、子どもの発達、教育など様々な相談に的確に対応できるよう、幼稚園、幼稚園、子育て支援センター、保健センター、学校等の相談体制の強化・連携を図ります。	子育て支援課 学校教育課 健康増進課
インターネットによる情報提供	子育てに関する情報が、いつでも、どこでも簡単に得られるように、子育て支援ホームページを充実させます。	子育て支援課 健康増進課
子育て情報ガイドブックの作成	子育てに関する本町の広範な情報が得られるように、福祉、教育、保健、医療など多様な分野にわたる情報をまとめたガイドブックを作成します。	子育て支援課 福祉課 健康増進課 学校教育課 住民課 総務課 社会教育文化課

(2) 地域における子育て支援の充実

- ① 子育て支援センターの充実 ② 留守家庭児童教室の充実
③ 住民主体の子育て支援

① 子育て支援センターの充実		
事業名	事業内容	担当課
揖斐川子育て支援センターの充実	幼少期の親子が安心して過ごせる場、仲間づくりができる場、育児相談、子育て支援に関する情報提供のできる場として、揖斐川子育て支援センターは、地域における子育て不安解消のための重要な拠点です。住民が気軽に利用できるよう、環境の整備や内容の充実を図ります。	子育て支援課
揖斐川子育て支援センターの事業内容の充実	地域の幼稚園や公園などへ、おもちゃ等をもって出向き、遊びの場の提供や育児相談を行う出前保育の充実、私立幼稚園との子育て支援の連携、子育てサークルやリーダーの育成などに努めます。 また、未就園児の保護者に対する育児相談や子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。	子育て支援課
公民協働の地域子育て支援体制の推進	地域の私立幼稚園が行う相談事業、地域開放事業をはじめ民間の地域子育て支援活動への支援・連携を強化し、公民協働の地域子育て支援体制を推進します。	子育て支援課
② 留守家庭児童教室の充実		
事業名	事業内容	担当課
留守家庭児童教室の拡充	留守家庭児童教室は、現在6小学校区に開設していますが、各地域のニーズの動向を把握しながら未実施の小学校区での開設を検討します。	子育て支援課 学校教育課
留守家庭児童教室の内容充実	開設日や受入時間の拡充など利用者のニーズに応じた内容の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課

③ 住民主体の子育て支援		
事業名	事業内容	担当課
子育てサロンへの支援	地域住民、ボランティアなどが主体となって運営する子育てサロンの開設を推進します。また、おもちゃの貸し出しや会場提供などを行い、継続的な活動を側面的にサポートします。	子育て支援課
子育てサークルのネットワーク化	子育てサークル間のネットワーク化を図り、情報の共有化や交流会の実施などを通して活動の活性化を図ります。	子育て支援課
子育て支援ボランティアの育成	子育てサロンにおける相談や、母子保健事業への協力、イベント開催時における託児等、子育て支援にかかわるボランティアを呼びかけるとともに、その活動を支援します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動を、町内だけではなく、広域的に実施できるように推進します。	子育て支援課

(3) 特別な援助を要する子どもへの対応

① 障がいのある子どもの保育・教育の充実 ② ひとり親家庭の自立支援の推進

① 障がいのある子どもの保育・教育の充実		
事業名	事業内容	担当課
障がい児保育の充実	障がいのある子どもと一緒に保育する統合保育を推進し、子どもの発達を促進するとともに、相互理解によるノーマライゼーション理念の浸透を図ります。 また、重度の障がいのある子どもも地域の中で安心して保育が受けられるよう、保育士等職員の研修会への参加や勉強会の開催等により、関係機関との連携を図りながら、その職員の指導力・専門性の向上を図ります。	子育て支援課
特別支援教育の充実	児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換を図り、一人ひとりの障がいの程度に応じ社会的自立の力を育成します。また、障がいのある児童・生徒の体験学習、校外学習等を促進し、社会生活に必要な知識や技能の習得を積極的に支援していきます。 各学校において、特別支援教育に必要とする支援員や補助員などを積極的に配置するなど、通常学級において支援を要する児童生徒のニーズに応じたサポート体制を充実させていきます。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
障がいのある子どもをもつ保護者への支援	親の精神的な負担を軽減し、親子が向き合う上で継続的な心の支援が必要となります。そのため、訪問指導、相談、ピアカウンセリング等での相談体制や障害児相談支援事業の充実に努め、子どもの成長段階において切れ目のない、親子がともに成長できる地域療育システム体制をはじめとした支援体制の整備を図ります。また、親への就労支援を図るため、関係機関と連携して、タイムケア事業（＝放課後等の一時預かり）日中一時支援事業、放課後等デイサービスなどの児童福祉サービスを充実させます。 年1回、揖斐川町特別支援教育フォーラムを開催し、特別支援教育に携わる関係者や保護者を対象にした講演会や座談会等を開催し、関係機関と保護者の出会いの場・つながりの場を提供し、障がいのある子どもの保護者への直接的なサポートが充実するようにしていきます。 また、年3回定期就学相談会を開催し、専門機関の担当者や学校の特別支援コーディネーターが相談員となって、保護者からの相談に応じるようにしていきます。	子育て支援課 学校教育課 福祉課
児童発達支援の推進	幼児期は成長するための基礎（土台）づくりとして、大切な時期ととらえ、子どもの様子や保護者の心配事などを理解し、内面の発達や人との関わり方など、必要な支援を保護者と一緒に考え、個別指導・集団指導など、その子どもに適したプログラムによりサポートするとともに、各幼児園などとの連携を図りながら、取り組んでいきます。	子育て支援課
障がいのある子どもの社会参加	障がいのある子どもが外出や余暇活動等の社会参加をするための外出支援として、移動支援事業を充実させます。	福祉課
② ひとり親家庭の自立支援の推進		
事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭リフレッシュ事業の実施	ひとり親家庭が求める支援ニーズを的確にとらえ、母子家庭および父子家庭の親子を中心に、子どもとふれあうための交流会やレクリエーションなどの事業を実施します。	子育て支援課 学校教育課
ひとり親家庭への就労支援	ひとり親家庭の自立に向けた支援として、保育サービスの充実、職業訓練の情報提供、関係機関と連携した相談体制の強化と就労支援に努めます。	政策広報課 子育て支援課

(4) 仕事と子育ての両立の推進

① 育児・介護休業制度等の普及促進 ② ワーク・ライフ・バランスの実現の推進

③ 育児中の母親の再就職支援

① 育児・介護休業制度等の普及促進		
事業名	事業内容	担当課
育児・介護休業制度等の情報提供	育児・介護休業制度に関する正しい知識や情報の提供に努めるとともに、企業に対し、育児・介護休業を取得し職場復帰がしやすい環境整備を要請します。父親の育児参加を進めるため、男性にも育児休業制度の取得の周知啓発を推進します。	政策広報課 商工観光課
育児・介護休業を取得した人の職場復帰への支援	育児・介護休業取得者の代替要員を確保し、育児・介護休業取得者を現職等に復帰させた事業主に支給される、育児・介護休業者代替要員確保等助成金などの制度についてPRします。	政策広報課 商工観光課
② ワーク・ライフ・バランスの実現の推進		
事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けて、住民、事業所などに対して、男性の子育てへの参加、事業所の子育て家庭への支援等について啓発にします。	政策広報課 商工観光課
一般事業主行動計画の策定支援	101人以上の事業主はもとより、100人以下の事業主についても、商工会等の関係機関と協力して、情報提供や相談などを行い、行動計画が策定・推進されるよう働きかけます。	政策広報課 商工観光課
③ 育児中の母親の再就職支援		
事業名	事業内容	担当課
再雇用・再就職のための情報の提供	出産や子育てにより一時退職した人の再就職を支援するために、町内の事業者に対し、育児・介護休業法に基づく厚生労働大臣の指定法人である（財）21世紀職業財団が行う両立支援に関する事業主等に対する助成金等や相談に関する情報を提供します。	政策広報課 商工観光課
再雇用制度のPR	育児・介護休業制度の定着をはじめとする環境整備を働きかけるとともに、再雇用制度の導入のためのPRを行います。	政策広報課 商工観光課

(5) 子育ての経済的負担の軽減

- ① 各種手当等の支給 ② 保育料・教育費の負担軽減 ③ 医療費等の負担軽減
④ 補装具、日常生活用具費の支給

① 各種手当等の支給		
事業名	事業内容	担当課
児童手当等の支給	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当などについて、制度の周知に努めます。	子育て支援課 福祉課
すこやかベビー祝金の支給	子どもを安心して産み育てることができる町独自のサービスです。出産者が出産日以前に町内に6か月以上住所登録があり、出産後引き続き1年以上居住すると見込まれる場合に「すこやかベビー祝金」を支給します。	子育て支援課
② 保育料・教育費の負担軽減		
事業名	事業内容	担当課
保育料の軽減	国の徴収基準額に対し減額措置を講じるなど保育料の負担軽減に努めます。	子育て支援課
幼稚園への就園支援	本町には私立の幼稚園が1園ありますが、幼児教育の選択肢を少しでも増やすため、私立幼稚園就園奨励費の補助対象を満3～5歳児として実施していきます。	学校教育課
第3子以降への保育料の支援	町の少子化対策として、多子世帯の子育て費用の経済的負担軽減を図ることを目的として、第3子以降で、3～5歳児までの幼児園児に係る保育料1年分を町が負担します。	子育て支援課
小中学生への就学援助	小・中学校に入学する児童生徒に対し応援金を送り、小中学生の就学を援助します。	学校教育課
第3子以降への給食費の支援	町の少子化対策として、多子世帯の子育て費用の経済的負担軽減を図ることを目的として小中学校在籍の、第3子以降の児童生徒に係る給食費1年分を町が負担します。	学校教育課
奨学激励金の支給	ひとり親家庭等を対象に、高校、工業高等専門学校等への入学時に、奨学激励金を支給します。	学校教育課
③ 医療費等の負担軽減		
事業名	事業内容	担当課
乳幼児・児童、生徒医療費の助成	0歳から高校卒業までの子どもの医療費の自己負担を無料とします。	住民課

④ 補装具・日常生活用具費の支給		
事業名	事業内容	担当課
補装具費の支給	障がいのある子どもが身体機能を補充、代替するために購入する補装具（車いすなど）費用の一部を支給します。	福祉課
日常生活用具費の支給	障がいのある子どもの日常生活がより円滑に行われるために必要な用具（紙おむつなど）費用の一部を支給します。	福祉課

（６）子どもと家族の人権を守るための支援

① 子どもの人権に関する啓発 ② 児童虐待防止ネットワーク等の充実

① 子どもの人権に関する啓発		
事業名	事業内容	担当課
子どもの人権に関する啓発	子どもの人権に対する意識を高めるため、「子どもの権利条約」の趣旨の啓発・普及に努めます。	総務課 福祉課 子育て支援課
人権教育の推進	学校教育の場はもとより社会教育、地域活動など様々な場面において、人権教育を推進し、住民一人ひとりが人権を尊重することを自然に受け入れることができる地域づくりをめざします。 特に、学校教育においては、道徳教育をとおして人権感覚を高めるとともに、「ひびきあいの日」を設けて人権について考え行動する機会を、全ての学校で位置付けて実践しています。日常的には、児童生徒が相互の「よいこと見つけ」などをして、互いのよさを認め合う取組みにも力を入れていきます。	総務課 福祉課 学校教育課 社会教育文化課 子育て支援課

② 児童虐待防止ネットワーク等の充実		
事業名	事業内容	担当課
児童虐待の予防啓発および早期対策	地域と関係機関が連携して、住民に対し児童虐待を発見した場合の通報義務についての啓発に取り組み、早期対策につなげます。 特に、学校生活において虐待の疑いがある場合は、躊躇することなく、関係諸機関へ連絡するとともに、学校にも通告義務があることを周知し、早期発見・早期対策を講じるように努めていきます。	子育て支援課 福祉課 学校教育課
児童虐待防止ネットワークの強化	幼稚園、幼稚園、学校、保健センター、民生児童委員・主任児童委員、子育て支援センター、子ども相談センター等の関係機関におけるネットワークを強化し、児童虐待の防止、早期対策、援助などの総合的な取組みを推進します。また、被害にあった子どもに対する専門家のカウンセリング等の支援体制の迅速な対応によって重篤化を防ぎます。 町内外の関係諸機関の連携により、日常的に情報共有をしたりケース会議を定期的を開催したりすることによって、児童の安全安心を最優先した取組みに徹することに努めていきます。	子育て支援課 福祉課 学校教育課 健康増進課
DVの防止と家族への支援	子どもの権利擁護の観点から、女性相談センター等との連携を図り、DVが子どもに与える影響を最小限にとどめるとともに、被害に遭遇した子どもへの精神的なケアなど必要な支援を行います。 学校教育においては、DVを受けている児童や保護者が安心して生活ができるよう、関係諸機関と連携を図り、その都度適切な措置が講じられるよう、最大限配慮することに努めていきます。	子育て支援課 福祉課 学校教育課

3 健やかに生み育てる環境づくり

(1) 子どもと親の健康の確保と増進

① 安全な妊娠と出産の確保 ② 母子の健康の保持と増進 ③ 保健指導・教室の充実

① 安全な妊娠と出産の確保		
事業名	事業内容	担当課
パパママ教室の充実	出産を迎える男女に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場とすることに重点を置いて、パパママ教室を開催していきます。対象は妊婦とその夫とし、出産・子育てにあたっての心構え、必要な知識・技術についての講義や栄養実習・歯科指導等を行うとともに、各種サービスや地域の中の子育て支援について周知を図ります。	健康増進課
妊婦健康診査の充実	安全な出産のため、妊婦健康診査の充実を図ります。また、受診率の向上を図るためのPRを行います。	健康増進課
訪問指導の充実	妊産婦の健康管理と出産後の育児不安の軽減を図るため、妊婦には妊婦健診結果等を基に必要に応じて訪問し、産婦には産後2か月頃までに全戸訪問をしていきます。	健康増進課
② 母子の健康の保持と増進		
事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査の充実	乳児期・1歳から3歳は子どもの発達のうえでとても重要な時期です。乳児（4か月児・10か月児）・1歳6ヶ月児・3歳児を対象とした乳幼児健康診査の内容の充実を図ります。また、育児放棄、虐待、発達の遅れなどが未受診の理由である場合が考えられることから、受診勧奨および未受診児のフォローに努めます。健康診査後は幼児教室や乳幼児相談等の紹介を行い、子育て支援センターや各幼児園・保育園等と協力しフォローに努めます。	健康増進課
訪問指導の充実	訪問指導を充実します（妊婦には妊婦健診結果後、産婦には、産後2か月頃）。	健康増進課

事業名	事業内容	担当課
感染症の予防	感染症予防のため予防接種が安全に受けられるよう、個別接種の推進を図るとともに、予防接種についての正しい知識の普及に努めます。	健康増進課
乳幼児相談の充実	乳幼児の発達確認や相談の場であるとともに、親同士の交流や情報交換の場となるような雰囲気づくりに努めます。また、落ち着いて相談ができる雰囲気づくりに努めます。	健康増進課
③ 保健指導・教室の充実		
事業名	事業内容	担当課
離乳食教室の充実	離乳食の基礎知識について学習し、「食」の大切さを学ぶ場とします。また、離乳を進める際の「目安」を内容・量で示し、基準に合わせた画一的なものにならないよう進めます。	健康増進課
おやこ料理教室の実施	親子が楽しみながら料理づくりを体験し、「食」の大切さを学ぶ場として、おやこ料理教室を実施します。	健康増進課 社会教育文化課
幼児教室の充実	発達相談員や歯科衛生士等の専門家による、子どもとの関わり方、遊び方、虫歯予防等を内容とした幼児教室の充実を図ります。また、乳幼児健康診査後のフォローの場としても活用します。	健康増進課 子育て支援課

(2) 食育の推進

① 妊娠期からの生涯を通じた食育の推進

① 妊娠期からの生涯を通じた食育の推進		
事業名	事業内容	担当課
妊娠期の食育	妊婦の食生活については、胎児の健康を大きく左右することから、妊娠期における食育の啓発を進めます。	健康増進課
乳幼児期の食育	乳幼児期の食事は、体をつくるとともに精神的な発達にも密接に関わってきます。正しい栄養の取り方や正しい食習慣が身につくよう、乳幼児期における食育の啓発を進めます。	健康増進課 子育て支援課
幼児園、幼稚園における食育	保護者を離れてはじめて生活する場である幼児園、幼稚園において、教育の一環として食に対する基本的な知識が身につくよう、食育の啓発を進めます。	子育て支援課 健康増進課
学校における食育	栄養教諭が中心となって、栄養の基礎知識や食が健康に及ぼす影響に関する学習はもとより、安全な食品の生産や調理と栄養の関係など「食」に関する幅広い知識・技術の習得を、学校教育において推進していきます。学校給食を有効な教材として活用し、食や食材に関する興味・関心を高めるとともに、日常的に食に関するマナーを身に付けるようにしていきます。 また、家庭における食育に関する実践力が身に付くように、食育マイスターをはじめとする食事作りのお手伝いの機会が増えるよう啓発していきます。	学校教育課 給食センター
地域における食育	食生活改善連絡協議会など関係団体等と連携しながら、地域における栄養や食生活に関する学習機会を充実させます。男性や子どもが気軽に参加できる料理教室など、楽しみながら「食」について学べる機会をつくります。	健康増進課

(3) 小児医療等の充実

① 救急医療体制の充実 ② 不妊治療、小児医療等への支援

① 救急医療体制の充実		
事業名	事業内容	担当課
救急医療体制の充実	広域的な連携等により、関係機関等と協力して、地域における休日・夜間の小児医療体制の充実を図ります。	健康増進課
受診前相談体制の整備	救急医療提供による医療機関への過重な負担を軽減するため、受診前の相談体制の整備を検討します。また、住民に対しては、救急医療の知識に関する情報提供や学習機会の提供に努めます。	健康増進課
② 不妊治療、小児医療等への支援		
事業名	事業内容	担当課
不妊に悩む人への支援	不妊治療者の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外である治療費に対し助成を行います。不妊治療費助成（県事業・町事業）についての周知を図ります。また、治療に関する情報提供や相談体制の整備に努めます。	健康増進課
小児慢性特定疾患患者への支援	治療が長期にわたる小児慢性特定疾患にかかる医療費は、治療研究事業費として公費で負担されます。この制度について周知を図るとともに相談体制の充実に努めます。	健康増進課 福祉課

(4) 思春期の保健対策の充実

① 相談体制の充実 ② 健康教育の充実

① 相談体制の充実		
事業名	事業内容	担当課
思春期相談の充実	思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、臨床発達心理士、臨床心理士、医療機関、スクールカウンセラー等と連携を強化し、相談体制の充実に努めます。	健康増進課 学校教育課
② 健康教育の充実		
事業名	事業内容	担当課
性に関する正しい知識の普及	性感染症が妊娠に及ぼす影響など性感染症の正しい知識の啓発・普及を内容とした健康教育を、医師会等の関係団体の協力のもと、次代の親となるべき中学生を対象に実施します。	健康増進課 学校教育課
飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	子どもたちが、アルコール・薬物・タバコの害などについて正しい知識を学び、自らの健康問題を主体的に解決する能力を高めるため、保健センターと学校保健の連携による健康教育を実施します。	健康増進課 学校教育課

4 子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

(1) 子どもの安全確保

① 交通安全対策の充実 ② 防犯・防災対策の充実

① 交通安全対策の充実		
事業名	事業内容	担当課
交通安全教育の充実	子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、幼稚園、幼稚園、小・中学校において、地域の実状に応じた交通安全教室を、警察との連携により実施します。 学校地域安全推進会議を開催して町内各小中学校の関係者が交通安全教育について交流、協議して取り組みを一層充実させていきます。	総務課 子育て支援課 学校教育課
通学路等の危険箇所の点検	学校、PTA、地域、関係機関の協力により、通学路等の危険箇所の点検を実施し、必要な安全対策を行います。通学班を中心に、児童生徒や学校安全サポーターによる点検、確認も実施し、実際に通学している目で危険箇所とその対策を練っていきます。	学校教育課 総務課 建設課
チャイルドシート貸与事業等の充実	自動車運転時の事故による死亡を減らすため、シートベルトの着用義務およびチャイルドシートの正しい使用に関する啓発を行うとともに、チャイルドシートの貸与を実施します。	総務課
スクールバスの運行・通学定期券の交付	徒歩での通学が困難な小中学校の児童・生徒に対して、スクールバスの運行を引き続き実施します。	学校教育課

② 防犯・防災対策の充実		
事業名	事業内容	担当課
子ども110番の家の推進	子どもを巻き込んだ犯罪等を未然に防ぐため、子ども110番の家など、子どもが地域で危険に遭遇しても、駆け込める緊急避難所の充実を図ります。また、住民同士の声かけなど、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりを進めます。	学校教育課
子どもが犯罪から自分を守る教育の推進	子ども自身が犯罪等から自分を守る教育を推進します。警察の協力による具体的な防犯教室の開催を検討します。また、学校教育の中にCAP（子どもへの暴力防止）プログラムの導入を図り、子どもが自らの権利について学び、生きる力を引き出す支援を検討します。	学校教育課
地域の防犯ボランティアの育成	子どもが安心して外で遊べる地域づくりを進めるため、地域住民による防犯ボランティアの育成を支援します。	総務課 学校教育課
日常的な非行防止活動の推進	万引きや未成年の喫煙・飲酒などの青少年の非行に対し、大人が見て見ぬ振りをしないよう、家庭、学校、地域が一体となって日常的な非行防止活動を推進します。	学校教育課
地域防災の推進	本町は、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されています。幼稚園、幼稚園、学校、地域などで防災教育を推進するとともに、子どもに関連する施設等の耐震補強を進めるなど地域の防災力の向上を図ります。	総務課

(2) 子育てに配慮した生活環境の整備

- ① 良好な住環境の整備 ② 誰もが利用しやすい公共施設等の整備
③ 自然環境の保全

① 良好な住環境の整備		
事業名	事業内容	担当課
良好な住環境を備えた公営住宅の整備	公営住宅の建設・建て替えにあたっては、設計段階から子どもや障がいのある人、高齢者など多くの人に配慮して、次世代に渡って住みやすい住宅となるよう努めます。また、既存の公営住宅については、段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化に努めます。	建設課
② 誰もが利用しやすい公共施設等の整備		
事業名	事業内容	担当課
子どもに配慮した公共施設等の整備	公共施設の整備・改善にあたっては、ハートビル法、交通バリアフリー法、岐阜県福祉のまちづくり条例の基準を遵守するとともに、妊産婦や子育て家族をはじめとする利用者および施設関係者等から意見を聞くなど、誰もが使いやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進します。特に子育て支援という観点から、親子連れの利用が多い場所について、オムツ交換や親子で利用できる多目的トイレの整備、授乳スペースの確保などに配慮します。	関係各課
子どもに配慮した歩行空間の整備	幼児が歩きやすく、ベビーカーでも容易に移動できる平坦で広い歩道の整備に努めます。また、冬期における通学路の安全確保のため、地域住民の協力のもと除雪体制の充実を図ります。	建設課
妊婦・乳幼児連れに配慮した公共施設等の駐車場整備	町内の公共施設などの駐車場を整備することで、利用できる環境づくりを推進します。	関係各課

③ 自然環境の保全		
事業名	事業内容	担当課
里山や河川の保全	子どもたちが豊かな自然に抱かれて育ち、自然に親しむことができるように、そして、それを誇りに思い、次の世代に継承できるよう、里山や河川などの自然環境の保全に地域ぐるみで取り組みます。	農林振興課 建設課
地域における資源循環の推進	ごみの減量化・再資源化を、住民と行政が協働して進めます。人と物の循環を通してごみのリサイクルはもとより環境意識の醸成、環境ボランティアなど人材の育成を推進します。	生活環境課

子育て支援に関わる事業表

支給されるもの（申請による）																	
担当課	内容	妊娠した ら…	生まれ たら…							小学生						中学生	
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
子育て 支援課	すこやかベビー祝い金																
	児童手当の支給																
	児童扶養手当の支給																
	・ひとり親家庭支援																
	特別児童扶養手当の支給																
	・障がいのある子へ支援																
	第3子以降の保育料無料化																
保健セ ンター (健康増 進課)	妊婦健康診査の助成																
	新生児聴覚検査助成金																
	「おたふくかぜ」「水痘」費用一部助成																
住民課	出産育児一時金																
	福祉医療受給者証																
教育委 員会 (学校教 育課)	私立幼稚園の保育料減免																
	・損斐幼稚園																
	新入学児童生徒応援金																
	就学援助費支給制度																
	第3子以降の給食費無料化																

利用できる事業・施設																		
担当課	内容	妊娠した ら…	生まれ たら…							小学生						中学生		
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	
子育て支援課	公立幼稚園																	
	・通常保育																	
	・障がい児保育																	
	・土曜日保育																	
	・一時預かり保育																	
	病児・病後児保育																	
	・損斐厚生病院																	
	学童保育																	
子育て支援センター	子育て支援の実施 (子育て支援センター)																	
	児童発達支援事業所 (いびがわアップル)																	
	障がい児の家庭支援																	
福祉課	児童福祉サービス																	
	タイムケア事業																	
	母子健康手帳の交付																	
保健センター (健康増進課)	妊婦相談																	
	パパママ教室																	
	訪問指導の実施																	
	乳児健康診査																	
	1歳6か月児健康診査																	
	3歳児健康診査																	
総務課	チャイルドシート貸出																	

*平成27年度に実施される予定の事業です。

第4章 主な子育て関連事業

高校生							実 施 内 容	子育てハンドブック 掲載ページ
14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳		
							住民基本台帳に出生前に6か月以上登録されており、かつ出産後も引き続き1年以上居住が見込まれる方が対象です。	P4
							生まれた月の翌月から、15歳に達した年度末までの子どもを療育している方に支給されます。	P4
							18歳に達した年度末までの児童、または20歳未満で心身に中度の障がいのある児童で、定められた理由の中で、父または母と生計をともにできない児童を養育している母または父、もしくはその他の養育者に対して支給されます。所得制限があります。	P18
							身体または精神に障がいのある児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対して支給される手当です。	P20
							児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の保育料(公立)を1年分町が負担します。	P13
							「妊婦健康診査票」を持って産婦人科医で受診すると、診察料が公費で負担されます。	P3
							生後2日頃、聴覚検査費用のうち初回検査と確認検査に助成があります。	P4
							任意予防接種の「おたふくかぜ」「水痘(H27年度まで)」について費用の一部を助成します。	P6
							被保険者・被扶養者である家族が出生された場合に支給される一時金です。	P3
							高校生までの医療費を助成します。医療機関で支払う窓口負担分が無料になります。 ※小学入学前、高校生世代到達前に再申請が必要(申請書は役場より送付)	P4、P14
							私立幼稚園に通園している満3歳～5歳児の保護者の経済的な負担を軽減するため、所得に応じて保育料を減免する事業です。(学校教育課)	P15
							小中学校に入学する児童生徒に対して応援金を贈り祝福します。	P15
							経済的な理由で就学が困難な小中学生の保護者に対して援助をする制度です。	P15
							小中学校に在籍している児童生徒の第3子以降の給食費1年分を町が負担します。	P15

※新規事業

高校生							実 施 内 容	子育てハンドブック 掲載ページ
14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳		
							各幼児園にて通常保育・障がい児保育を実施しています。いび幼児園は6か月より受付可。 ※脛永地区の方で養基保育園に入園を希望される場合は養基保育所組合へ問合せください。	P10,P11,P12
							・集団生活が可能な障がい児を保育します。事前審査を行う場合があります。	
							・事前申込みによる希望保育を実施します。やまと幼児園にて実施しています。	
							・保護者の私的理由で保育に欠ける子どもをいび幼児園にて保育します。要事前申込	P13
							病気で病気の回復期にある町内在住の生後8ヶ月から小学3年生の児童を揖斐厚生病院の病児・病後児保育室にてお預かりします。事前申込必要。	
							小学校1年生～6年生の児童のうち、保護者の就労等の事情から適切な保護が出来ないお子さんを放課後お預かりするものです。	P13
							子育てに関する様々な相談を受け付けています(0～18歳)。また、入園前の親子が、いつでも気軽に遊べる場所(遊びの広場)になっています。仲間やスタッフと一緒に子育ての楽しさや喜びを共有したり、不安や悩みを相談したりしながら、安心して子育てができる環境を提供しています。妊婦・祖父母の方の利用も可能です。	P23,P24,P25
							発達に心配ごとがある子どもとその保護者を対象に相談を受け付けています。また、必要に応じて、子どもの日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応スキルなどを学ぶ場を提供しています。	P20
							障がいのある子どもの家庭を支援します。(身体障害者手帳・療育手帳等の交付)	P19,P20,P21
							障がいのあるお子さんが地域の中で自分らしく暮らしていくことができるように、児童発達支援などのサービスを提供します。	
							障がいのあるお子さんの保護者が、お子さんの下校後や夏休みなどの長期休暇中に、就労などの事情から適切な保護ができない場合に、お子さんをお預かりする事業です。	
							母子健康手帳は、妊娠から出産、そして赤ちゃんの成長の記録となります。	P3
							妊婦の方々の様々な相談に応じます。気軽にお申し出ください。	
							妊娠中の食事、歯の健康、出産・育児等について年12回開催します。個別に通知。	
							出生後1～2か月頃に保健師が訪問します。必要に応じ続けて支援を行います。	P4
							4か月と10か月前後のお子さんが対象です。無料で実施しています。	P5,P6
							1歳6か月前後のお子さんが対象です。無料で実施しています。	
							3歳前後のお子さんが対象です。無料で実施しています。	
							町内在住の方に、チャイルドシートの貸し出しを行っています。(無料)	P16

第5章 事業量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成されることが必要であるとされています。子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計したうえで、確保方策の検討を行いました。

1 教育・保育提供区域の設定

■区域設定の考え方

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して設定します。また、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定します。現在、自家用車を所有し、送迎に使用することが通常であり、また、通園バスによる送迎も広域で利用されています。また、保護者の就労などにより、自宅近くの教育・保育施設などではなく、通勤途上や勤務地近くの施設を利用する場合があります。

そうした現状を踏まえ、次のような設定を行いました。

■区域の設定

区域設定の考え方などを総合的に勘案し、本計画における提供区域の設定は以下のとおりとします。

ア 教育・保育提供区域

町域全体を1区域とする。

イ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育事業の提供区域と合わせ、町内全域を提供区域の基本とする。

2 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の区分について

教育・保育の必要量は、認定区分ごとに見込むこととされています。ただし、幼稚園は、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっています。アンケート調査結果によると、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、2号認定（満3歳以上で保育を必要とする子ども）については、これを「幼稚園の利用希望が強い子ども」として、分けて量を見込みます。また、3号認定（満3歳未満で保育を必要とする子ども）については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なるため、今回、分けて量を見込みます。

認定区分		利用する施設
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 (認定こども園)
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用希望が強い子ども	幼稚園 (認定こども園)
	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	幼稚園（認可保育所） (認定こども園)
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	幼稚園（認可保育所） (認定こども園) 地域型保育事業

※認定こども園は、現在揖斐川町では事業実施されていませんが、周辺の市町村における利用もあるため、記載しました。

(2) 量の見込みと確保方策

【1号認定】

		実施時期				
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
① 量の見込み		92人	92人	92人	92人	92人
② 確保 方策	特定教育・保育 施設(幼稚園・ 認定こども園)	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない 幼稚園	110人	110人	110人	110人	110人
② — ①		18人	18人	18人	18人	18人
量の見込みの考え方		【基本量の見込み】: 1号認定の量の見込みに関しては、現在の揖斐幼稚園の実績を踏まえ設定しました。 【年度別の見込み】: 出生率の著しい変化も見込まれないことから、平成27年～平成31年まで同じ利用者数として見込み量を設定しました。				
確保方策に関する考え方		【確保方策】: 現在利用されている揖斐幼稚園の実績値を踏まえた確保方策の数値で、確保可能な状況です。				

【2号認定】

		実施時期				
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
① 量の見込み		387人	387人	387人	387人	387人
	(教育を主)	0人	0人	0人	0人	0人
	(保育を主)	387人	387人	387人	387人	387人
② 確保 方策	特定教育・保育 施設(幼稚園)	459人	459人	459人	459人	459人
② — ①		72人	72人	72人	72人	72人
量の見込みの考え方		【基本量の見込み】: 2号認定の量の見込みに関しては、現在町内で利用されています幼稚園の事績を踏まえ設定しました。また、複数の施設利用者となるため、最近の4カ年の平均値(387人)を見込み量として設定しました。 【年度別の見込み】: 出生率の著しい変化も見込まれないことから、1号認定同様平成27年～平成31年まで同じ利用者数として見込み量を設定しました。				
確保方策に関する考え方		【確保方策】: 現在利用されている町内幼稚園の実績値を踏まえた確保方策の数値で、確保可能な状況です。				

【3号認定】

	実施時期									
	平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		平成31年度 (2019)	
年齢別(歳)	0	1・2	0	1・2	0	1・2	0	1・2	0	1・2
① 量の見込み(人)	3	90	3	90	3	90	3	90	3	90
② 確保 方策	特定教育・保育施設(幼稚園)									
② — ① (人)	3	10	3	10	3	10	3	10	3	10
保育利用率(%)	4.8	38.8	5.0	39.5	5.3	40.2	5.4	41.2	5.6	42.2
目標値(人)	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100
量の見込みの考え方 (保育利用率に関する考え方)	【基本量の見込み】:3号認定である3歳未満児の見込みに関しては、現在の事績を踏まえ設定しました。(平成26年度実績93人) 【年度別の見込み】:出生率の著しい変化も見込まれないことから、平成27年～平成31年まで同じ利用者数として見込み量を設定しました。(ただし、利用希望は今後増加することも予測されることから、利用者状況を踏まえ見直しを行っていきます。 【保育利用率の設定】:3歳未満の対象人口予測に対して、算出しました。									
確保方策に関する考え方	【確保方策】:現在利用されている町内の現有施設の実績値を踏まえた確保方策の数値で、確保可能な状況です。									

参考)児童数の予測(0～1・2歳児)

	平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		平成31年度 (2019)	
年齢別(歳)	0	1・2	0	1・2	0	1・2	0	1・2	0	1・2
児童数(人)	125	258	120	253	114	249	111	243	107	237

※認定こども園への移行に関して

本町の公立幼稚園におきましては、幼児教育を取り入れた幼保連携の取組みを進めておりますが、認定こども園は幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設であり、保護者の就労状況や家庭の状況等に柔軟に対応する施設でもあることから、現在の保育に更なる質の向上を図りつつ、認定こども園への移行を慎重に検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

(1) 対象事業

地域子ども・子育て支援事業として次のような事業が対象となっています。

- ① 時間外保育事業
- ② 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）
- ③ 子育て短期支援事業（子育て支援短期利用事業）
- ④ 地域子育て支援拠点事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 利用者支援事業【新規】
- ⑨ 妊婦健康診査事業
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪ 養育支援訪問事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

(2) 量の見込み

量の見込みは、基本的には、就学前児童及び就学児の保護者を対象者としたニーズ調査結果をもとに、国の手引きの手順に沿って算出し、実際の利用状況や事業特性に応じて、補正を行い算出しました。地域子ども・子育て支援事業に関しては、確保方策としては、現状の提供体制、事業者の意向等を踏まえ、提供体制の内容や実施時期を設定していきます。現時点での見込み量は、おおむね提供体制が確保されています。

(3) 確保方策の考え方

地域子ども・子育て支援事業に関しては、確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向等を踏まえ、提供体制の内容や実施時期を設定していきます。現時点での見込み量は、概ね提供体制が確保されています。

1 時間外保育事業

●事業内容

通常保育時間は8時30分から16時30分までとし、その前後や土曜日など、保護者の就労形態に合わせた保育を実施しています。朝は7時30分から8時30分、夕方は16時30分から18時30分、土曜保育（やまと幼稚園にてまとめて実施）は7時30分から18時30分までの時間内で実施しています。平日の7時30分～、～18時30分までの預かりは平成24年度で170名、平成25年度で176名の利用があります。また、土曜保育は平成24年度で686名、平成25年度で773名となっております。

18時30分から19時までの延長保育はいび幼稚園にて実施しております。

●見込み量と確保方策

	実施時期 (実利用人数/年)				
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
① 量の見込み	9人	9人	9人	9人	9人
② 確保 方策	時間外保育 事業	9人	9人	9人	9人
② — ①	0人	0人	0人	0人	0人
量の見込みの考え方	【基本量の見込み】: 利用者の見込みに関しては、現在のいび幼稚園における実績を踏まえ設定しました。(平成23年度～平成25年度平均実績9人) 【年度別の見込み】: 出生率の著しい変化も見込まれないことから、平成27年～平成31年まで同じ利用者数として見込み量を設定しました。(ただし、利用希望は今後増加することも予測されることから、利用者状況を踏まえ見直しを行っていきます。)				
確保方策に関する考え方	【確保方策】: 現在利用されている現有施設の実績値を踏まえた確保方策の数値で、確保可能な状況です。				

2 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）

●事業内容

両親が共働きなどのため、保護者が昼間家庭にいない児童に対して、児童館や学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて健全育成を図る事業です。揖斐川町では、「揖斐川町留守家庭児童教室」として実施しています。

●見込み量と確保方策

		実施時期 (実利用人数/年)				
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
① 量の見込み		80人	84人	88人	92人	96人
低学年						
高学年		20人	22人	24人	27人	30人
② 確保 方策	放課後児童 健全育成事 業	150人	150人	150人	150人	150人
②-①		50人	44人	38人	31人	24人
量の見込みの考え方		【基本量の見込み】：現在は小学4年生までで受け入れを実施していますが、新制度における小学6年生までの対応にしていける予定です。 高学年を10%程度増加（毎年8%～18%増加しています。） 【年度別の見込み】：利用実態を反映した形で、利用見込みを行いました。利用している1年生が6年生まで利用するものと想定し、設定しました。 低学年は5%、高学年は10%増加傾向を反映した見込み量と設定しました				
確保方策に関する考え方		【確保方策】：現在利用されている現有施設の実績値を踏まえた確保方策の数値で、確保可能な状況です。				

③ 子育て短期支援事業

●事業内容

保護者が疾病等の社会的事由により、家庭での児童の養育が困難となった場合や、短期に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。

●見込み量と確保方策

		実施時期 (延べ利用人数/年)				
		平成 27 年 度(2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①	量の見込み	8人	8人	8人	8人	8人
②	確保 方策	子育て短期 支援事業	8人	8人	8人	8人
②	— ①	0人	0人	0人	0人	0人
量の見込みの考え方		【基本量の見込み】: アンケート調査結果から利用者を8人と見込みました。 【年度別の見込み】: 年度による変化も著しい変動はないものとして、同じ数値を採用しました。				
確保方策に関する考え方		【確保方策】: 近接市町村(大垣等)との連携により、確保可能な状況としていきます。				

4 地域子育て支援拠点事業

●事業内容

育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、園庭の開放、育児講座等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

●見込み量と確保方策

		実施時期 (延べ利用人数/年)				
		平成 27 年 度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①	量の見込み	6,600人	6,600人	6,600人	6,600人	6,600人
②	確保 方策	子育て支援 センター	6,600人	6,600人	6,600人	6,600人
②	— ①	0人	0人	0人	0人	0人
量の見込みの考え方		【基本量の見込み】：平成 22 年度～平成 25 年度における利用者数の平均値（6,559 人）のため、基本量は、6,600 人と設定しました。 【年度別の見込み】：利用実態把握は、すべての利用者を延べ人数として把握されているため、児童数の推移が年度ごとの数値にはリンクしないため、利用者平均値をスライドさせて、年度の見込み値として設定しました。				
確保方策に関する考え方		【確保方策】：現在利用されている現有施設の実績値を踏まえた確保方策の数値で、確保可能な状況です。				

5 一時預かり事業

●事業内容

幼稚園では、保護者の疾病、就労等により一時的に育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合等に利用できる一時預かり保育を町内1園において実施しています。また、幼稚園では、在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に教育を行っています。

●見込み量と確保方策（幼稚園）

		実施時期 (利用人数/日)				
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
①	量の見込み	250人	250人	250人	250人	250人
②	確保 方策	一時預かり 事業	250人	250人	250人	250人
②	— ①	0人	0人	0人	0人	0人
量の見込みの考え方		【基本量の見込み】 : 利用者の見込みに関しては、現在のいび幼稚園における実績: 平成24～26年度見込みの3年間の平均250人を踏まえ設定しました。 【年度別の見込み】 : 出生率の著しい変化も見込まれないことから、平成27年～平成31年まで同じ利用者数として見込み量を設定しました。				
確保方策に関する考え方		【確保方策】 : 現在利用されている現有施設の実績値を踏まえた確保方策の数値で、確保可能な状況です。				

●見込み量と確保方策（幼稚園）

		実施時期 (利用人数/日)				
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
①	量の見込み	35人	35人	35人	35人	35人
②	確保 方策	一時預かり事 業(在園児対 象型)	35人	35人	35人	35人
②	— ①	0人	0人	0人	0人	0人
量の見込みの考え方		【基本量の見込み】 : 利用者の見込みに関しては、揖斐幼稚園における実績(35人・1日当たり)を踏まえ設定しました。 【年度別の見込み】 : 出生率の著しい変化も見込まれないことから、平成27年～平成31年まで同じ利用者数として見込み量を設定しました。				
確保方策に関する考え方		【確保方策】 : 現在利用されている現有施設の実績値を踏まえた確保方策の数値で、確保可能な状況です。				

6 病児・病後児保育事業

●事業内容

児童が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に一時的に当該児童の保育を行う事業です。

病気または病気の回復期にあり、集団保育等が困難な児童（病後児）を、揖斐厚生病院において一時的に預かる体制を整えています。

●見込み量と確保方策

		実施時期 (延べ利用人数/年)				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年 度(2016)	平成 29 年 度(2017)	平成 30 年 度(2018)	平成 31 年 度(2019)
①	量の見込み	90人	90人	90人	90人	90人
②	確保 方策	病児・病後 児保育事業	90人	90人	90人	90人
②	— ①	0人	0人	0人	0人	0人
量の見込みの考え方		【基本量の見込み】: 利用者の見込みに関しては、利用実績が平成 26 年度 11 月で 30 人以上となっており、年間 80 人程度の利用を想定しています。実績見込みを参考に、現状の見込み値の約 1 割増程度を推計値として設定しています。 【年度別の見込み】: 出生率の著しい変化も見込まれないことから、平成 27 年～平成 31 年まで同じ利用者数として見込み量を設定しました。				
確保方策に関する考え方		【確保方策】: 現在利用されている現有施設の実績値を踏まえた確保方策の数値で、確保可能な状況です。（現有のシステムで確保可能となっています。）				

7 ファミリー・サポート・センター事業

●事業内容

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う事業です。現在実績はありません。

●見込み量と確保方策

		実施時期 (延べ利用人数/年)				
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
① 量の見込み	低学年	187人	198人	187人	172人	162人
	高学年	113人	112人	103人	104人	97人
② 確保方策	ファミリーサポートセンター事業	0人	0人	0人	0人	0人
② — ①	低学年	△187人	△198人	△187人	△172人	△162人
	高学年	△113人	△112人	△103人	△104人	△97人
量の見込みの考え方		【基本量の見込み】: アンケート調査結果から利用者を見込みました。 【年度別の見込み】: 年度による変化も対象年齢の推計人口値を採用しました。				
確保方策に関する考え方		【確保方策】: 子育て支援事業として、実施可能な事業として、実施可能な体制整備の支援を検討していきます				

8 利用者支援

●事業内容

利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報収集・提供、利用支援等を行い、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の関係機関との連絡・調整を行う事業です。なお、新規事業であり、実績はありません。

●見込み量と確保方策

		実施時期				
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
① 量の見込み		—	—	—	—	—
② 確保方策		—	—	—	—	—
② — ①		—	—	—	—	—
量の見込み及び確保方策に関する考え方		本町では、計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも町の担当課窓口において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に努めます。				

⑨ 妊婦健康診査事業

●事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

母子健康手帳を交付する時などに妊婦健康診査受診票を交付しています。

	実施時期 (延べ人数/年)				
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
① 量の見込み	120人	116人	114人	110人	107人
② 確保方策	120人	116人	114人	110人	107人
② — ①	0人	0人	0人	0人	0人
量の見込み及び確保方策に関する考え方	健やかな妊娠、出産のため今後も妊婦健診項目を増加し内容の充実に努めるとともに、継続実施に努めます。 既存の実績状況から、確保可能となっています。				

(参考) 今回の0歳児の推計結果

年齢	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	123	120	116	114	110	107

* ⑨妊婦健康診査事業及び⑩乳児家庭全戸訪問事業の見込み量は、各計画年度の0歳児推計結果を基に、設定しました。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

●事業内容

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

1～2か月児を対象に訪問し、乳児健診の案内を配布するとともに子育ての状況や子どもの様子、養育環境等を把握しています。

	実施時期 (延べ人数/年)				
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
① 量の見込み	120人	116人	114人	110人	107人
② 確保方策	120人	116人	114人	110人	107人
② — ①	0人	0人	0人	0人	0人
量の見込み及び確保方策に関する考え方	核家族が多く、子育てに悩む親が多い現在、母子保健・子育て支援事業推進のため、悩みの傾聴や情報提供、養育環境等の把握に努めていきます。既存の実績状況から、確保可能となっています。				

11 養育支援訪問事業

●事業内容

支援の必要な妊婦や乳幼児健診等で育児不安の高い保護者等、養育上の問題を抱える家庭に対して、保健師が訪問し、指導や助言を行うことにより、児童虐待の予防や子育て支援を行う事業です。

	実施時期 (延べ人数/年)				
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年 度 (2016)	平成 29 年 度 (2017)	平成 30 年 度 (2018)	平成 31 年 度 (2019)
① 量の見込み	—	—	—	—	—
② 確保方策	—	—	—	—	—
② — ①	—	—	—	—	—
量の見込み及び確保方策に関する考え方	本町では、計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも町の担当課窓口において、対応する予定とし、実績に応じて体制の検討を行います。				

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業【提供区域：町全域】

●事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【提供区域：町全域】

●事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

第6章 重点施策の推進

本計画期間において、次の項目について、子育て関連事業に関わる重点施策を取組むこととします。

案① 保育施設の整備促進

町内の保育施設については、老朽化により順次計画的に改築・新築を進めています。現在、やまと幼稚園・きたがた幼稚園の残り2園の対応が求められていることから、平成27年度より建替えを実施していきます。施設整備を進めるにあたり、ゆとりのある保育施設の充実を図り、町の子育て支援の拠点づくりを進めていきます。

案② ファミリー・サポート・センター事業の実施

本計画で実施しましたニーズ調査によると、ファミリー・サポート・センターの実施要望が多くあります。また、「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「4つのゼロ」プロジェクトの推進（保育所待機児童ゼロ、病児・病後児保育未実施ゼロ、放課後児童クラブ未実施小学校区ゼロ、ファミリー・サポート・センター未実施ゼロ）をしております。ファミサポセンターは育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う事業である趣旨を踏まえ、提供会員の育成・会員登録を計画的に進め、実施に向けて取り組んでいきます。

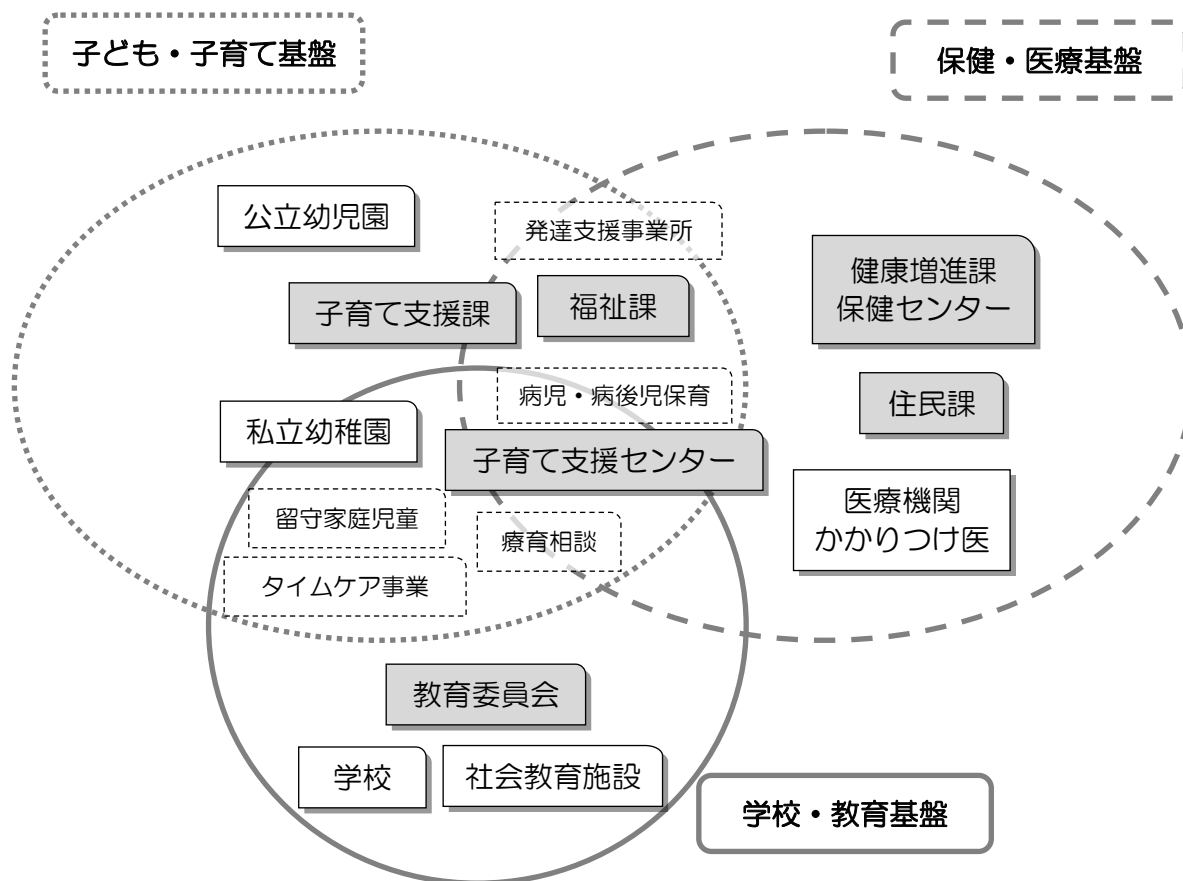
案③ 留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）の拡充

子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童クラブは小学6年生までとなります。本町では小学4年生（夏休みは小学6年生まで）までを対象に実施しておりますが、平成27年度より、小学6年生まで対応していきます。また、未実施小学校区においても、要望調査を実施して最低人員を超える場合は対応していきます。

案④ 子育て支援に向けた更なる連携の強化の取組み

本町では、妊娠期から子育て期にわたるまで、町が進める様々な支援

体制により子育て支援を進めています。妊娠・出産・子育てに向けて、切れ目のない子育て支援サービスを提供していくために、各機関が連携を更に強くして、子育て支援が行える「子育て支援ネットワークの構築」を進めます。



第7章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、国や県との連携や協力はもちろんのこと、住民をはじめ地域や関係団体、事業者等が子どもの立場に立ち、それぞれ役割を担い、協働して計画の実現を図るものとします。

<家庭の役割>

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、保護者は時代を担う子どもを養育する主体であるという自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていきます。

<教育・保育施設等の役割>

幼稚園、幼稚園、学校は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を担っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや保育、子育て支援の拠点としての役割を果たしていきます。

<地域社会の役割>

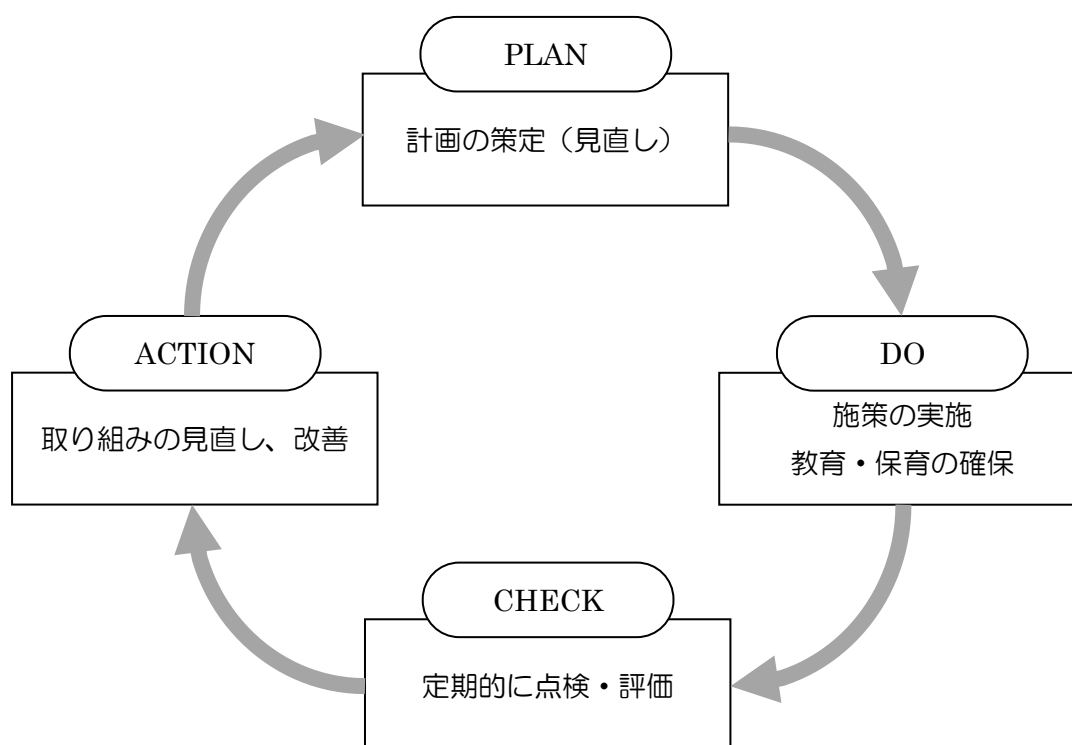
地域住民や地域団体等は、子どもは地域の宝物として認識し、子育てを地域全体で担わなければなりません。それぞれの個人や団体が持つそれぞれの特性や専門的機能を発揮して、子育て家庭を守り、支援する役割を果たすよう努めます。

<町の役割>

国や県と連携して、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境整備と子育て家庭のニーズに応じた適切な支援を行うため、各施策を総合的・計画的に推進します。

2 進捗管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「PDCA サイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検・評価し、これに基づき施策を実施するものとします。



資料編

○揖斐川町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 13 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、揖斐川町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 [この条例](#)に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

[この条例](#)は、平成25年7月1日から施行する。

揖斐川町子ども・子育て会議委員名簿（H26）

氏 名	役 職
梅木 真寿郎	花園大学社会福祉学部准教授
所 信宏	揖斐川町PTA連合会会長 （春日小学校PTA会長）
土屋 美紀	揖斐川町保護者会連合会会長 （やまと幼稚園）
高橋 紀久子	主任児童委員（代表）
栗野 均	揖斐川町公民館長（代表） （中央公民館長）
井口 治彦	揖斐川町社会福祉協議会事務局長
竹中 芳和	揖斐川町校長会会長 （坂内小中学校）
佐木 みどり	揖斐幼稚園園長
林 豊子	幼稚園園長（代表） （いび幼稚園）
安藤 宣幸	西濃子ども相談センター所長
後藤 加壽美	揖斐厚生病院小児科部長

揖斐川町 子ども・子育て支援事業計画

ふれあいが育む 子どものほほえみに満ちた 街づくり

発行年月：平成27年3月

発行者：揖斐川町

編集：住民福祉子育て支援課

〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地

TEL：0585-22-2111（内線 242）